

9月7日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。

（午前9時00分開会）

○議長（湯之原一郎君） 本日の日程は、配付しています議事日程のとおりであります。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、一般質問を行います。

21名の議員より通告がありました。本日は5名の一般質問を行います。順次、発言を許します。まず、17番、和田里志議員の発言を許します。

○17番（和田里志君） 登壇

おはようございます。平成27年第3回定例会、トップバッターで質問の許可をいただきました。池島町の和田里志でございます。何かとお忙しい中、朝早くから傍聴にお越しいただきました皆様方に厚く御礼を申し上げます。

さて、既にご覧のとおり、議場の設備機器が約3,000万円かけて大幅に改修をされ、大きなモニターテレビや新しい中継録画装置などが設置されました。採決方法も押しボタン式になり、その結果も瞬時にして表示されるなど、今回から試験的に運用し、ゆくゆくはインターネット中継なども予定されております。

これまで以上に、議員の顔や質問、質疑、執行部の答弁の様子が身近に見られるのはもちろん、より緊迫したやりとりが展開されるものと期待します。さまざまなメディアを使った情報発信も可能になり、新しい議会の姿も発信可能になるかもしれません。我々もお互いにその資質の向上に努め、開かれた始良市議会を目指すことを申し上げ、早速通告しました質問に入ります。

質問事項1、政策過程における附属機関、審査会、審議会、検討委員会、調査会等のあり方について、要旨、政策過程、立案、決定、実施、評価等は、民間企業における経営手法など公共部門に適用し、その能力を高め、効率化、活性化を図るという考え方、ニュー・パブリック・マネジメント、NPMの導入により精緻化されるとともに、その全体を通して住民による行政参加が積極的に行われ、住民と行政との協働が進展しているように見えます。そこで、以下について伺います。

1、本市における執行機関の附属機関、私的諮問機関を含む、どのぐらいあるか。2、これら機関の委員、構成員の選定は適切に行われているか。3、附属機関等の設置及び運営に関する指針を設けているか。4、委員等に対する報酬等は適正に支給されているか。

質問事項2、介護保険事業計画と子ども・子育て支援事業計画について、要旨、高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるまちづくりを基本理念に、始良市第6期介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画が、また認定こども園の普及、待機児童解消の推進、地域での子育て支援などの充実を図るとして、始良市子ども・子育て支援事業計画が策定されました。

1、計画期間中のそれぞれの施設整備計画及び事業者選定の方法について伺います。2、同じ圏域に計画されている地域密着型施設の2種類について、その施設の募集は別々に分ける必要があったのか、またその募集と選定結果について伺います。3、将来的な、仮称、幼老複合施設に対する考え方について伺います。

質問事項3、街路森山線及び松原線の整備進捗と城瀬東線の今後について、27年度施政方針の中で、街路事業について社会資本整備総合交付金事業を導入し、市街地の骨格を形成する主要な都市幹線道路として、都市計画道路森山線と松原線の道路整備を推進していくとしたが、本年度の具体的事業推進の内容とその後の計画、完成見込み年度について伺います。また、城瀬東線の今後の整備計画と予定について伺います。

以下は一般質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） **登** **壇**

今回は、21人の方から一般質問をいただきました。順次答弁を申し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、和田議員の1問目の、政策過程における附属機関のあり方についての1点目のご質問にお答えいたします。

地方自治法第138条の4第3項の規定に基づく、市の条例で定めた附属機関は40、また市の規則や要綱等で定めた機関は52で、合計92となっております。

2点目のご質問についてお答えいたします。

委員の選任にあたっては、関連する団体をお願いすることも多く、団体の代表の方など特定の方に集中する傾向もありますが、審議する内容から、最もふさわしい方が適切に選任されているものと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

ご質問の運営に関する指針等の策定については、審議会等の設置目的などを再検討し、存続の要否、委員の定数や整理統合についての見直しを指示しているところであり、審議会等委員の重複を制限し、広範囲な年齢層からの参画と女性委員の積極的な登用に努めてまいります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

本市の審議会等委員の報酬額については、市報酬及び費用弁償等条例において、そのほとんどが委員長4,600円、委員4,400円と規定しております。

また、その他の規則や要綱等で定めた機関の委員に対しましては、報償費により、おおむね3,000円を謝礼として支出しております。

なお、委員の報酬額については、合併協議の際に、旧町の報酬額を参考に選定したものであります。

報酬額等の見直しについては、審議会等の設置目的、定数等や整理統合についての見直しを行っているところでもあり、行政改革の観点を十分に考慮し、市民からの意見をお聞きしながら、検討してまいります。

次に、2問目の介護保険事業計画と子ども・子育て支援事業計画についての1点目のご質問にお答えいたします。

第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画におきましては、施設整備計画の中で、平成28年度に認知症対応型共同生活介護事業所、及び小規模多機能型居宅介護事業所、それぞれ1か所を始良西圏域近辺に配置する計画であります。

また、特別養護老人ホームについては、地域密着型介護老人福祉施設として、平成29年度を目標に1施設・29床を2か所、始良中央圏域近辺に整備する計画であります。

なお、事業者選定の方法につきましては、この事業計画に基づき、整備年度ごとに募集を行い、応

募された各法人の書類をもとにプロポーザル方式で、介護保険等運営推進協議会の委員により推薦する法人を選考していただいております。

また、子ども・子育て支援事業計画における施設の整備につきましては、教育、保育の量の見込み量に対する確保の方策を計画するものであり、施設の新設等を含め、既存の施設の定員増を図っていく予定であります。

今年度は、認可保育所であるおひさま保育園の移設整備により、平成28年4月の開所を予定しております。

また、平成28年度につきましては、子ども・子育て支援事業計画に基づき、市内の保育、教育に関する施設の状況等や児童数の推移等を勘案し、施設整備を計画する予定である旨、子ども・子育て会議で審議していただいているところであります。

なお、事業者選定につきましては、この事業計画に基づき、教育や保育の量の不足している地域に、教育、保育施設の一体的提供や事業運営主体等を考慮した条件を付し、公募により選考する予定であります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

同じ日常生活圏域においての地域密着型介護サービスの認知症対応型、共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所の募集につきましては、1種類のみ申請する法人もあれば同じ敷地に2種類申請する法人も考えられます。

したがって、2種類同時に申請する法人のみを受け付けることは、申請法人の応募の選択肢を狭めることになるかと考えますので、2種類のサービスについて、それぞれ公募を行ったところであります。

平成28年度開設予定の地域密着型施設の募集と選定結果につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所に3法人の応募があり、介護保険等運営推進協議会において、評価の高かった1法人が選考されております。

また、小規模多機能型居宅介護事業所につきましては、1法人の応募がありましたが、同協議会での選考において、推薦しないという結果になっております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

幼老複合施設は、保育所などの子どもが利用する施設と介護施設などの高齢者が利用する施設を併設することで、自然に世代間交流が図られ、その効果として、子どもたちに高齢者をいたわる気持ち生まれ、高齢者には子どもたちと触れ合うことで生きがい芽生え、行動力が増加すると言われております。

現在、市内の保育所におきましては、各種行事などを通じて、地域の高齢者や施設の高齢者との交流を図っているところであります。

施設形態の多様化が進む中、世代間交流による効果は、子どもや高齢者へ精神的、身体的にさまざまな影響を与え、さらに誰もが地域とともに暮らす共生社会の実現につながるものと考えますので、今後、施設整備を推進する中で、幼老複合施設についても調査・研究してまいります。

次に、3問目の街路森山線及び松原線の整備進捗と城瀬東線の今後についてのご質問にお答えいたします。

都市計画道路森山線と松原線は、昨年12月に都市計画事業の認可を受けて、事業計画が5か年の予定で道路整備を行う計画であります。

本年度の事業内容につきましては、8筆の用地取得と2件の建物移転補償を予定しており、現在、関係地権者に交渉を行っているところであります。

その後の計画につきましては、平成28年度から本格的な工事を行い、30年度の完成を見込んでおります。

城瀬東線につきましては、市都市計画マスタープランの交通体系整備の基本方針の中で、主要な都市幹線道路として位置づけておりますが、(仮称)イオンタウン始良の建設に伴い、周辺道路の整備が行われることから、完成後の周辺状況を見極めながら、計画を進めていきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○17番(和田里志君) 2回目の質問に入ります。

まず、附属機関のあり方についてであります。この堅苦しい名前、一般の方々には聞き慣れない言葉かもしれませんが、有識者や市民の皆さんを委員とした審議会や諮問機関のことで、これらは法律や条例を根拠に設置される合議制の会合であり、その委員は非常勤、特別職の公務員などとされております。

一方で、このような附属機関と同じような役割を担っていると思われるような委員会、懇談会、協議会などたくさんありますが、こちらは、法律や条例によらない、いわゆる私的諮問機関、会議で同じように有識者や市民の皆さんを委員として意見交換はあるが合議制ではなく懇談に過ぎず、その委員は非常勤特別職としては発令でされない、このような認識でまずよろしいですか。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) お答えいたします。

議員仰せのとおりでよろしいかと思ます。

○17番(和田里志君) 次に、委員の選定は適切に行われているかとお尋ねしました。これ聞き方がちょっと悪かったと思うんですが、こう質問をすれば適切に選任されているものと考えておりますと、当然ながらこういう答えが返ってくるかと思うんですが、以前、4年前ですが、同僚議員が質問をしております。いくつもの委員会を兼ねて任命されている委員がいるんじゃないかということで、その当時の答弁が多い人で10の委員会に所属しているという答弁をしておられますが、これらは改善されておりますか。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) 多重選出の委員につきましては、最も多い方で、附属機関で8個、準じる機関で12個ということで、改善ということまでにはいたっておりません。

○17番(和田里志君) なかなか難しい問題であろうかと思うんですが、改善されていないということは、その後に、24年ですが、規定だったですね、制定されていますよね。それによりますと、委員の任期は6年を超えて再任はしないと規定ですね、それと同じく1人に3以内の委員への選任が限度というような規定を設けていらっしゃると思うんですが、それも守られていないということですね。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) 議員仰せの規定につきましては、平成24年3月に策定しておりますが、指針的な部分ではありますけれども、いくつかの委員会の中で重複の委員が数

多くあるということは事実でございます。

○17番(和田里志君) せっかく規定を設けているわけですから、何のための規定かわからないと思いますよ、それじゃあ。その辺はいいですが、答弁にもありました。本市の附属機関と思われるもの、これ全体で92あるということでもございました。この機関、附属機関と言われるものにはいろんな種類があると思うんですね。法律で附属機関を置くものとするという、法が必要としている附属機関。それと、法律が附属機関を置くことができると、置かなくてもいいですよ、置くことができるとしている、これについては、各自治体が条例で制定しないとイケない。

それともう一つ、市独自で条例で設置しているもの。先ほど、法律条例で設置していない要綱等で定めているのは52件と言われましたんで、残りのこの40、40に対してその内訳をお知らせください。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) お答えいたします。

法令及び法令に準じた形で設置をしている機関が21ございます。その他、市独自で設置をしているものが19でございます。

以上です。

○17番(和田里志君) 市独自で設置をしているのが19あるということでもございました。個々に聞いていきますが、そういう附属機関は条例で設置をするのか、あるいは要綱で設置するか、それはどの時点で誰が決定されるんですか。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) 法令等による設置を求められている委員会等につきましては、国の法律の中で決められております。

○17番(和田里志君) それ以外の、法令で決まっている以外の市で独自で条例を設定するか、条例をつくるか要綱にするか、その違いですよ。そこを、それはだれが決めるんですかということです。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) お答えいたします。

条例等で定める委員につきましては、答申を行うもの、諮問答申を行うものにつきましては、必ず条例で設置をするものであります。

以上です。

○17番(和田里志君) もう一回お尋ねしますよ。今、これ後で問題になりますからね。答申を行うものは条例で設置すると言われましたね。その認識でいいですか。

○総務部次長兼行政改革推進課長(竹下 宏君) 基本的には答申をするものにつきましては、条例で設置をいたしております。

○17番(和田里志君) じゃあ、その認識で行きますが、その附属機関の範囲なんですけど、自治法の、所管省庁の行政解釈では、職員以外の外部の委員、外部の委員が構成する合議機関、全てが附属機関

になると、これは行政事例にも出ていますよね。本市のこの附属機関の範囲についてどのような解釈をされていますか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） 附属機関の範囲につきましては、合併前からの3町
の設置をしておりました委員会法に基づき設置をいたしております。

以上です。

○17番（和田里志君） 合併前からのやつをそのまま引き継いでいるという認識ですね。あったやつ
はいいと思います、あったやつは。じゃあ新たにその後設置されたのもいっぱいあると思うんですね。
そういう、基本的に答申を求めるものについては条例ということを言われましたんで、それはちょっと
後にしまして、この附属機関と私的諮問機関と言われるもの、ここは具体的にはどういう使い分け、
設置をされているのでしょうか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

先ほど来、委員のご質問の中にもありましたとおり、条例に基づく審議会等の設置と、それから要
綱、規則等に基づきます附属機関に準ずる機関という2つの種類を設けておりますが、基本的には、
先ほど来、答申を行なうものが審議会、協議会、委員会と附属機関にくくられるわけですけれども、
専門的な意見を交換する場ということで、私的諮問機関、附属機関の意見を聞くわけですけれども、
内容的には附属機関に近い形での意見を聞いているというふうに考えております。

○17番（和田里志君） ちょっと何と言いますか、舌足らずの答弁ではないかと思うんですが、ここ
が一番の問題なんですね、今から順次指摘して行きますが、それでは、ちょっと話をわかりやすくす
るために、法律や条例に基づくものを審議会等として、それ以外のもの、要するに私的諮問機関、法
令に基づかないもの、これを委員会と今から分けて論議したいと思うんですが、この法律条例に基づ
かない委員会等が審議会等の附属機関と同じような役割を担い、答申や計画の策定を行っている。私
からして不適切と思われる事例が見受けられます。

だから、今回の質問をしたわけですが、市長も見直しを指示しているとか、いろいろ答弁もされて
おりますが、そしてまた、それに対する規定も設けてありますが、具体的に、昨年3月に出されま
した学校給食のあり方について報告書がありますね。この学校給食あり方検討委員会というのがあ
ったと思うんですが、これは審議会に入るんですか、委員会に入るんですか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

あり方検討委員会につきましては、附属機関に準ずる機関ということでございます。

○17番（和田里志君） 準ずる機関ということは、条例で定めたんですか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） 条例で定めておりませんで、要綱規則等で設置をし
たものでございます。

○17番（和田里志君） その辺が非常に曖昧なんですね。都合のいいときには準ずる機関ですよと言いながら要綱でやりました。こういう答弁かと思うんですが、この会議ですね、委員会ですが、約2年かけて、しかも外部の学識経験者を含む15名の委員が今後の始良市の学校給食のあり方、あるべき姿について、現状を踏まえた上でさまざまな角度から協議検討を重ねてきたと、そして軽減を行っていただいております。

今、市長は準ずる機関と、非常に苦しい答弁をされましたが、これは委員会ではない、審議会に準ずる機関、中間的な機関という形になるかと思うんですが、先ほど私は言いました。附属機関の範囲について、自治法所管省の行政解釈は、外部の委員が入る、構成する機関、合議機関、これは全て附属機関ですよとなっていますよね、おわかりだと思っんですが。これも外部の委員が入っていらっしゃるんですよね、学校給食あり方検討委員会。

そして、ことあるごとに、いいですか、26年度の施政方針、市長の施政方針、学校給食については、本市の将来を見据えた学校給食の基本的な方向性を検討する学校給食あり方検討委員会の報告書をもとに、このように述べていらっしゃるんですね。同僚議員の学校給食のあり方についていろんな質問も出されています。これ教育委員会、教育長もあり方検討委員会の報告をもとにたびたび答弁されています。

ということは、このあり方検討委員会は合議制で、しかもちゃんとした報告書を、議決と言ったほうがいいんでしょうか、されて出されている。これは、附属機関じゃないんですか。

○議長（湯之原一郎君） 質問相手に教育長、教育委員会は指名されておりましたが、特に許可します。

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

今、議員がやる仰せのとおりでございます、この学校給食あり方検討委員会につきましては、設置規定に基づき、本市における学校給食のあり方について基本的な方向性を検討するために、平成24年度から翌年度まで、おおむね2年間にわたりまして設置をした、いわゆる私的諮問機関でございます。

ご案内のとおり、検討委員会では7回の会議を重ねまして、本市の学校給食のあり方に関する提言を含め、報告書という形でご報告をいただいたところでございます。

条例化し、報酬、費用弁償等支給すべきというような意味合いのこともございますけれども、あり方検討委員会は学校給食法、それから食育基本法などの法令に基づくものではございませんので、24年の4月1日に施行されました、先ほど、議員、指針というようなことで指摘がございましたが、始良市審議会等の設置及び運営に関する規定の第2条第1項第2号に基づいて、これを留意して設置したものでございますので、市民、関係団体、学識経験者等の意見を求め、これを行政に反映させるということを主な目的として設置したということでございます。

○17番（和田里志君） 今、教育委員会は私的諮問機関とはっきり言われましたね。次長は準じた機関と言われました。その辺が、これ始良市に限ったことではないんですが、非常に曖昧なんですね。使い分けられている。おっしゃるように、始良市審議会等の設置及び運営に関する規定、この第2条の2項、市民関係団体、学識経験者等の意見を求め、これを行政に反映させることを主な目的として設置した機関と、これを審議会などというと、そしたら、審議会と先ほど言った委員会と分けるとし

たら、これは完全な審議会ではないですか。そしたら、条例で設置すべきと思いますが、今一度お考えをお願いします。

○教育部長（久保博文君） お答えをいたします。

いわゆる全てのものを、いわゆる条例に基づく条例設置機関というような考え方につきましては、先ほども答弁をいたしましたけれども、いわゆる審議会等の設置及び運営に関する規定の第2条の第1項第2号に基づきまして、市民等の意見を行政施策等に反映させていくというような意味合いで設置をしているというふうに理解をいたしております。

○17番（和田里志君） 全てに委員会を条例で設置しなさいということは一言も言っていません。いいですか。もちろん要綱で設置されてもいいし、私が言っているのは、外部の有識者が入るやつは入る委員会等については条例で設置しなさいと、要請解釈、ここでなっているじゃないですか。どうですか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

現在、議員もご承知のとおり、附属機関に準じる機関、いわゆる私的諮問機関であります。多くの自治体の中で活用をされております。ただ、法的にどうかと言われると、なかなか行政といたしましては適法ということで考えておりますが、この機関が一時的、臨時的な協議をする機関というふうに解釈をしていることであります。全ての附属機関に準ずる機関を附属機関に移すというのは困難だと考えておりますが、附属機関としての要件を満たすもの、こういったものについては、今後、見直しをしていきたいというふうに考えております。

○17番（和田里志君） 今言われましたように、もう一回見直してやっつかないと、訴訟リスクになると思うんですね。後でふれますが、全国でこういった類の訴訟が何件も起こされているんです。その分、また後で触れますが。

このほかにも、今たまたま学校給食あり方検討会というのを挙げましたが、これまでにあった委員会として、例えば今から設置されるであろう物産館設置場所選定委員会、火葬場設置場所選定委員会というのもありましたですね。中身については触れませんが。

そしてまた、現在あるやつ、現在もいっぱいあるんですが、始良市森山家住宅等保存活用計画策定委員会、それと始良市史編集委員会、これらも委員は全部外部が入っているんですよ、外部の有識者が、調べてみると。だから、外部の有識者委員が入っているものについては、条例化しないと問題になりますよと、今申し上げているわけですし、そういう認識をしてもらいたいと思うんですが。

少し、もう一つ具体的な協議会について聞きますが、始良市介護保険等運営推進協議会というのがありますね。これは要綱で設置されているんですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） 要綱で設置しております。

○17番（和田里志君） 私どもが毎年もらう、例規集に載っていないですね、載っていますか。

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午前9時37分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時38分開議）

○17番（和田里志君） 時間もつたいないからいいですけど、多分載っていないと思います。

で、規則をつくっていらっしゃいますよね、ことしの4月1日から施行すると。要綱で設置したのに規則をつくる、こういう例はあるんだろうと思うんですが、ほかにもこういう例はあるんですかね。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

先ほどの介護保険等運営推進協議会につきましては、要綱等を設置をしております。ほかの条例に基づき要綱等で設置をしたもの、要綱のみで設置をしたもの、この2種類がございます。

○17番（和田里志君） 例規集には出ていない、私が見る限りは出ていないと思うんですが、要綱を設置していると。それで、規則は出ているんですよ、例規集に。要綱と規則の違いについて。この文言の違いじゃないですよ。この介護保険と運営推進協議会規則と要綱の違いについてわかりますか。

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午前9時39分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前9時39分開議）

○17番（和田里志君） そんなことでむだな時間を費やしたくないですから次に行きますがね、要綱で設置された内容で、はっきり言いますが、この要綱はインターネットで引いたんですが、要綱に書かれた内容で規則の内容が違うんですよ。例えば、第2条、3条、6条、7条、9条。普通この条項で違っているんです。第2条は、所管事務の関係ですね。この所管事務の内容が少し減らされています。その次が、委員の人数、これは第3条ですかね。人数も20人以内、これ20人以内だからいいんですが、要綱では20人ちゃんと設置されているんです。名前も出されているんです。ところが、規則では19人になっている。こんなことあるんですかね。

要綱、規則というのは、内部の関係ですから、皆さん方の内部の問題ですから、あまりこんな本会議で言いませんけどね。少し中身だけ、私が調べただけ中身を言っておきますが、例えば、市民代表、要綱では、市民代表ですね、在宅介護者の代表というのが入っていたんです、市民代表の中に。在宅介護者の代表者ということです。ところが、規則には入っていないんですよ、在宅介護者の代表者。これ大事なことだと思うんですよ。人選のですね。

それとか、福祉関係の中で、在宅介護サービス事業者の代表者が要綱では2人入っている。ところ

が、規則では1人になっている。だから、こういう外部の委員が入る場合は、条例を設置してちゃんと議会の議決を得なさいと今言っているわけです。議会に出されたら委員会に付託されて本会議で質問をして委員会でもんで、事細かく、一言一句もんで条例で設置していくんですよ。

この規則、市長、あるいは部長がつくと思うんですが、出されると思うんですが、要綱と規則も同じ3月につくられたものが内容が違う。先ほど言いましたけど、内部の問題ですからね。それ以上言いませんけれども、おかしいと思いますよ。後でしっかり精査してみてください。

次行きますがね。先ほど、構成委員の身分について少し述べました。そこで、私が冒頭に申し上げたんですが、附属機関の審議会等の委員は非常勤特別職の公務員に当たると、それ以外の私的諮問機関の委員は公務員に当たらない、発令されないというようなことを申し上げましたが、そしてまた答弁で、費用弁償についても報酬額について、審議会等の委員がおおむね大体4,400円、それとそれ以外の委員が、規則や要綱で定めた委員は3,000円、1,000円ちょっと差があるわけですね。これ合併当初からの引き継ぎもあるし、いろんな考え方があろうかと思うんですが、これ以外にどんな違いがありますか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） 謝金につきましては、市長がお答えしたとおりでございますが、報償費でお支払いをする謝金3,000円につきましては、半日というのが基本でございます。1日の審査にあたりますと、報償基準といたしましては4,500円というような額の設定をいたしております。

以上です。

○17番（和田里志君） 今、1日につきとかいろいろ言われましたが、費用弁償、要するに交通費ですね、これはどうなっていますか。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

附属機関の委員につきましては、費用弁償を支給いたしておりますが、附属機関に準ずる機関の委員については報償費のみということになっております。

以上です。

○17番（和田里志君） その辺がやはり問題があると思うんですよ。市が募集した委員会、いろんな会合に出席して、来る途中に、あるいは帰る途中に交通事故に遭ったり、けがをしたり、そういった補償はどうなりますか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） お答えいたします。

まず、附属機関の委員につきましては、非常勤公務災害の適用になりますけれども、報償費、附属機関に準ずる委員の皆様につきましては、報償費の中で実費弁証等を含めた役務の対価という形で、報償費として払っている関係で、その辺の対応はできてないところでございます。

○17番（和田里志君） やはり、その辺も今後の見直しの対象に含めてもらいたいと思うんですね。選ばれた委員の人たちは、そういう内容は全くわからないと思うんですね。また、誰がいくらもらっ

ているかもわからない。その3,000円と4,400円の差ぐらいはいいかと思うんですよ、ぐらいという言い方はよくないかもしれませんが、やはりそういう公務災害に対する補償の関係等も統一しないと、少し問題があるんじゃないかと思います。今後の課題として検討していただきたいと思います。

それと、こういった、私も国保審議会とかいろいろそういう附属機関に委員として入っているわけですが、この市の附属機関等に議員が任命されている。法律等で決まっている場合は別ですが、この場合は、そういう出席は議員活動の一部であるので、議員報酬に加えて附属機関の委員としての報酬を受け取るのは二重取りになるのではないかという指摘があちこちでされております。

そして、この重複支給を禁止すると、条例にうたった自治体も10年ほど前から次々にふえてきております。この考え方についてどう思われますか。

○総務部次長兼総務課長（松元滋美君） その件につきましては、確かにさまざまな議論も他においてはあるところでございますけれども、市の基本計画の策定、重要施策の方針、審議決定いただくという、そこにそれぞれに重い職責を担っていただいておりますので、その職責に応じたそれぞれの役務の提供でございますから、特別職非常勤の皆様がほかの委員を兼ねてもその仕事に対する役務の提供ということで何ら制約はないものと認識しております。

○17番（和田里志君） まだまだここにちょっとやりたいのがあるんですが、ちょっと時間がなくなってまいりましたんで、いずれにしましても、審議会等であろうが、委員会とか懇談会等であろうが、そういった会合が、会が本当に行政に専門的、技術的な知見や客観的な意見を反映させる、そういうことができているんだったら、それは結果的にはいいことだと思うんですね。だから、何ら悪いところじゃないです。

だから、さっきから言うように、私は全部条例化しろとかそういうことは全然申し上げません。ところが、ちょっと表現は悪いかもかもしれませんが、役人が作文した答申、これに学識経験者や外部構成員がお墨つきを与えるような、役所主導の茶番になっているんじゃないかという指摘をする方もいらっしゃいます。しかも、委員会等の場合、法律条例に基づくこともなく、行政の裁量で設置される、費用も公金、これは、報酬じゃなくて報償費、うまく分けています。これで支出されています。

近年、あちこちでこのような議会の議決を得ないで要綱等で設置された会議に対する交付金の支出は違法であるということで裁判が起きています。原告側の本当の目的は、この損害賠償ではなくて行政側は違法だという司法の判断を引き出すことが目的だとされておりますが、そしてまた、この損害賠償の判断については分かれています。ただし、昨年だけでも7件の判例が、この機関の設置はいずれも違法と、要綱に基づくこういう機関の設置は違法と、すなわち条例で定めないといけないという判決が出ているんです。

これは、埼玉県越谷市、福岡県若宮町、横浜地裁、いろいろありますけれども、これ以外にも、あちこちで住民監査請求が起こされて、そしてまたその監査委員も条例に基づかない違法な公金の支出があったと認定しているところもあります。

そこで、2つの自治体の例を申し上げて、後ほど市長の見解をお伺いしますが、南あわじ市、条例をへずに16の審議会、委員会を設置したとして幹部職員9人を処分、自治体職員のみで構成される会議は条例を制定する必要はないが、16の審議会、委員会などに民間の委員が含まれている。市議会から指摘を受け、市が適切な事務処理をしなかったと、指導しなかったとして、当時の財務部長、教育

部長も訓告、市長公室長ら7人が嚴重注意処分となっております。

大阪府です。設置する361の会議を点検し、条例の起点に基づかずに要綱等により設置している委員会や協議会等について、201の会議が附属機関に当たると判断、訴訟リスクがあるとして67の会議を他の附属機関に統合、134の会議を議会の議決を得るまで停止すると、このように決定しています。

中でも、脱原発を掲げた松井知事と橋下市長が指導して設置されたエネルギー戦略会議等は、結局、市の施設が、会議に市の施設、府の施設が使えず、民間の劇場などを使って会議を開いた。そしてまた、それまで支給されていた委員報酬はなく、交通費もなく、自費でみんな出席したと。知事は違法の司法判断が出たものを行政が続けるわけにはいかない、法的に問題ない形にかえると、このように説明されております。

この2件の事例を聞いて、市長いかがですか。

○市長（笹山義弘君） 各種施策の方向性を決めましたように、各方面からいろいろなご意見、アドバイスをいただくことで行政のその行政手法をある程度、方向づけていくということは、今後も必要であろうと思いますが、議員ご指摘の点があるとすれば、今後見直してまいりたいというふうに思います。

○17番（和田里志君） 今、市長仰せのとおり、政策立案の手法にはいろいろあります。ですから、そういった委員会、審議会、いろんなのが悪いとかそういったことは全然申し上げておりません。ただ、そういう形で何々委員会の提言を受けとか、審議会何々を受けとかいう形で議会で報告されると、その提案というのはなかなか無視できない。そして、議会の存在意義の政策決定の形骸化、形式化、これは起きているという人もおられます。あまりに審議会とか委員会等を徴用しすぎると、議会軽視の審議会政治と批判を呼ばないとも限りません。

また、行政がこの附属機関等を隠れみものとして利用し、その責任を曖昧にしているといったような批判もあります。合併から6年目、市長はその施政方針において次なるステップへの新たな施策を生み出す重要な都市と位置づけられました。さまざまな市民の意見、要望を聞き、さまざまな政策を立案するために立ち上げる附属機関等は、先ほどから申し上げておりますが、大変重要な役割があると考えております。

要綱等で設置する機関の全てが悪いとは言いません。行政実例や判例でも明らかなように、実質的には附属機関としての機能を担い、職員以外の外部のものが構成員として加わり、相当の程度において組織化されているものについては、条例に根拠を置き、議会の議決を得るべきと考えます。

そういった観点から、附属機関等が有効に機能するために多くの自治体はその設置のあり方とあわせて公正透明な運用に向けて見直しを行っております。

本市においても、その政策過程において、訴訟リスクを負うことのないよう、早急に新たな指針、基準を定めて既定の見直し、改正をすべきではないでしょうか。今一度市長の見解を伺います。

○市長（笹山義弘君） 見直すべき点があるとすれば、そのようなことであろうと思いますので、もう一度、全体を精査してまいりたいというふうに思います。

○17番（和田里志君） 時間がなくなってまいりました。次に、介護保険事業計画と子ども・子育て

支援事業計画について質問していきます。

この介護保険事業計画ですが、事業所を募集されまして、一応1つは決定したということですが、小規模多機能型居宅介護事業所については、1法人の応募がありましたが、協議会の選考において推薦しないという結果になったということで、これはまだ決まっていないと。これは、推薦しないと、その理由を言えるんだったら教えていただきたいんですが。

それと、その募集の仕方を私はなぜ一緒にできなかつたかということでお尋ねしました。そうしましたら、2種類同時に申請する法人のみを受け付けることだということ選肢を狭めるという答弁でありましたが、2種類同時じゃなくても2種類同時に申請する法人のみじゃなくて、みんな受付けてもよかったわけですよね。2種類も2つを一緒につくる事業所も別々につくる事業所も3とおりの審査をすればよかったんじゃないかと思うんですが、その辺についていかがですか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

小規模多機能の居宅介護事業所につきましては、今回、1法人だけの応募でございました。これは選考の過程でございますが、過去に選考された推薦事業所の点数などを参考にいたしまして、介護保険等運営推進協議会、先ほどちょっと私要綱と言いましたが、これ規則で定めてございますが、この委員会の中で総合的に協議していただいて、今回は推薦を見送るという結果になりました。

それから、2種類なり1種類なりということでございますが、今回、その辺の細かいところまでは応募の段階では決めておりませんで、小規模多機能型の個々につきましては、グループホームも同時に募集しておりますが、一緒につくられても結構でございました。

ただ、申請された法人の中で、そういう総合的な、複合的な施設ということでの推薦がなかったということでございます。

○17番（和田里志君） わかりました。それと、幼老複合施設、要するに子どもとお年寄りの複合施設、これのメリッについても認識されているようですが、ここにはふれていらっしゃいませんが、もう一つ大きなメリットは、あまり既存の施設を使えるということなんですね、予算のない、少ない自治体でもすぐ取り組めるということで、今ある幼稚園に老人ホームを設置する、あるいは今ある老人ホームに、あるいはデイサービスに保育園を設置する、そういうあれがありますので、ぜひ検討、研究していただきたいと思うんですが。

そして、例えば、北山地区、野外研修センター等があるわけですけど、こういったところを改修して、こういう幼老複合施設、養護老人ホームと保育園、こういったのができれば地域の活性化はもちろん、北山小学校とか診療所のあり方等にもまた貢献してくるものと思っております。

特任校制度で毎日バスも走っているわけですから、それで送迎すればいいと思うんですね。これは答弁は要りません。

最後に、時間がなくなりましたが、街路の森山線、これ踏切の問題について一つだけお尋ねしますが、国交省が6月、危険踏切を集中改良、来年度から5か年でというようなのを発表されておりますが、こういう事業に組み入れて、昨年請願もありました重富の山野の踏切等々あわせて回収できないものでしょうか。

○建設部長（岩穴口弘行君） この踏切の問題につきましては、九州ブロック踏切道調整連絡会議とい

うのがございまして、この鹿児島分科会ということで、九州地方整備局が主導して行っているものでございます。

○議長（湯之原一郎君） これで、和田里志議員の一般質問を終わります。

次に、23番、湯川逸郎議員の発言を許します。

○23番（湯川逸郎君） 登壇

平成27年第3回定例会で、2番目に発言の許可をいただきました湯川逸郎でございます。一般質問にあたり、先般の台風15号により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。

合併後、5年を経過し、県央のまち始良市としてまちづくりの事業推進が行われております。事業推進におきましては、市民や団体等の声を真摯に受けとめ、改善すべきところは早急に改善してまちづくりに取り組まれることを願い、次の3項目について一般質問をいたします。

1点目は、マイナンバー制度と市民の心構えについてであります。国民全員に12桁の個人番号を割り当て、国や自治体が社会保障や納税などの情報を効率的に管理できるようにするマイナンバー制度が、10月以降、住民に通知され、来年1月の運用開始に向けた取り組みがなされているが、市民の認知度は低く、市民への内容説明等が必要と考えるが、具体的な対応を問うものであります。

2点目は、市民の負担にならないリサイクルと経費削減についてであります。急速に高齢化が進む中、ごみ行政は最も大きな福祉の原点であると捉え、高齢者や勤めに行かれる方々の弱者に視点を置き、市民の負担にならないごみステーションでの資源物収集への改善を強く望みます。また、現在、行っているリサイクルに費やしている経費を全て詳細にお示し願います。

3点目は、校区コミュニティと地域づくりについてであります。これまで小学校区を中心としたコミュニティ協議会がそれぞれ設立され、地域のコミュニティ協議会の事業が展開されていると推測をいたします。これまで展開された事業等で地域住民の要望等、校区コミュニティ協議会ごとの内容を具体的にお伺いいたします。

以上、3点について質問いたしますので、市民の方々にわかりやすく、誠意あるご答弁を求めます。

あとは一般質問席にてご質問いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

湯川議員のご質問にお答えいたします。

1問目のマイナンバー制度と市民の心構えについてのご質問にお答えいたします。

マイナンバー制度は、平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に基づき、国の施策として導入されるもので、各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを、正確かつスムーズに確認するための基盤となり、公平公正な社会の実現、国民の利便性の向上、行政の効率化などが効果として挙げられております。

本年10月5日から、個人番号の通知カードが、各世帯に簡易書留で郵送され、平成28年1月1日以降は、社会保障、税及び災害対策分野において、法で定められた行政手続で、個人番号の利用が開始されます。

国におきましては、現在、制度の周知を図るため、テレビや新聞等のマスメディアを活用した広報・啓発活動を行っております。

市におきましては、本年7月1日付で市民課に課長級の特命参事を配置し、個人番号カード等の申請・交付事務などが、円滑に図られるように準備を進めているところであります。

また、個人番号の通知カードに関する相談業務及び個人番号カードの交付事務につきましては、本庁舎4号館1階に臨時窓口を設置し、市民からの問い合わせなどに対応することとしております。

市といたしましては、今後も、市民の方々に対し、マイナンバー制度への理解を深めていただくため、国からの情報をもとに、引き続き、市報や市ホームページによる情報提供を行ってまいります。

次に、2問目の市民の負担にならないリサイクルと経費削減についてのご質問にお答えいたします。

本市の廃棄物につきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源物の4種に大別し、収集運搬及び処理処分を行っております。

特に、資源物につきましては、ごみの減量、再資源化を図る上で、実効性の高い施策であることから、市民の方々の協力のもと、15品目の分別収集を推進しております。

資源物分別収集につきましては、その体制を確立し、維持・継続するためには、自治会や地域の方々の協力が必要不可欠であります。

同時に、負担の軽減を図ることも重要な課題でありますので、資源物分別収集の今後のあり方について、調査検討を行っているところであります。

なお、昨年度、モデル地区において、期間を限定し、資源物分別収集の実施回数や回収場所の拡充を実施いたしました。

その際に、排出実績や組成の調査を行いました。ごみの減量や資源化率の向上につながる結果は得られませんでした。

モデル地区で分別収集を実施した際に行ったアンケートにおいては、回答率36%で、回答者の約6割が高齢者でありましたが、半数以上の方が現在の分別収集体制に満足しているとのことでありました。

また、回収場所の増設を実施したにもかかわらず、約7割の方が日ごろと同じ場所に排出されたようであります。

今回は、始良地区のみの調査でありましたので、今後は、加治木・蒲生両地区の組成調査も行いながら、市としての方向性を確立してまいります。

なお、高齢者世帯などのごみ出し困難者への対応につきましては、ごみ出しだけの問題にとどまらず、包括的な対策を行う必要があると考えております。今後、活動が期待される校区コミュニティを初め、地域コミュニティ活動の一環として、共助的な解決策を地域とともに模索してまいります。

次に、平成26年度におけるリサイクルにかかる経費につきましては、資源物の収集運搬、処理、集荷場所の運営等にかかる経費を支出しております。

内訳といたしましては、収集運搬、集荷所運営、処理費の3つに大きく分けられ、収集運搬については、始良地区が2区域、加治木地区、蒲生地区の4区域での可燃・不燃・資源物について業務委託契約を結んでおり、総額では1億9,186万380円となっております。

このうち42%、8,058万1,360円が資源物収集にかかる経費であります。

集荷所運営については、市内5か所の資源物拠点型集荷所の業務委託594万9,405円、始良リサイクルセンターの業務委託346万644円、重富蔵資源物集荷所の業務委託分55万800円、仮設トイレ賃借料6万7,392円、重富蔵資源物集荷所の施設賃貸借料66万円、その他集荷所周辺の交通整理業務委託115万6,680円、小計では1,184万4,921円となっております。

処理費については、資源物等、中間処理業務委託4,274万2,080円、容器包装リサイクル協会関係の業務委託41万752円、使用済蛍光灯処理・処分業務委託77万2,254円、使用済乾電池処理・処分業務委託147万9,578円、廃食油中間処理業務委託133万20円、小計では4,673万4,684円となり、総計では1億3,916万965円となっております。

次に、3問目の校区コミュニティと地域づくりについてのご質問にお答えいたします。

現在、市内の17小学校区のうち16校区において、校区コミュニティ協議会が設立され、その運営が開始されております。

各協議会では、今年度を設立初年度と位置づけ、これまでの地域活動を踏襲する形で、それぞれの組織づくりを基本として活動を行っております。

これまでに展開された事業につきましては、設立日がそれぞれ異なるため、一概に全ての校区で同様にはいきませんが、早い時期に設立した校区においては、徘徊模擬訓練、夏祭り、運動会などの事業が実施されております。

まだ、設立から間もないため、本格始動までは今しばらく時間を要するものと考えております。

また、校区によって、その活動に温度差があることも否めないところではありますが、今後において、各校区の課題解決に関する取り組みや地域づくり計画など、校区における活性化策の競技が活発化していくものと期待しているところであります。

市といたしましては、こうした各協議会の活動に対し、「焦らずできるところから」をモットーとし、地域に根差したまちづくりに支援してまいります。

以上で答弁を終わります。

○23番（湯川逸郎君） 3問まで丁寧に答弁していただきました。これから2問、3問目と続けてまいります。

まず、マイナンバー制度の点につきまして、2問目をいたします。

マイナンバー制度導入に伴う経費はどれだけ必要なのか、お伺いいたします。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

本市のマイナンバー制度にかけた経費でありますけれども、国庫補助分の総務省関係及び厚生労働省関係及び中間サーバーと呼ばれる機械の負担金であります。平成25年度決算額及び平成26年度の決算及び平成27年度の予算額で申し上げますと、合計額は8,876万2,120円と、今回補正予算をお願いしております、個人番号カード交付事務にかかる経費3,339万6,000円であります。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 相当な金額が積み上げられているようでございます。ナンバー制度導入に伴う経費というのは相当に国からも国庫補助金として来るものと想定いたしております。

2問目に、まず民間企業が法律で定められた税や社会保障等の手続き以外で、マイナンバーを利用するようなことはないのか、お伺いいたします。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

マイナンバー法は、議員ご承知かと思いますが、法令で定められたこと以外には、利用や提供はで

きないことになっております。このようなことから、マイナンバーを社員番号とか顧客管理番号といったようなことで利用することは固く禁じられておりますので、法律で定められた事務以外でこの番号が使われるというようなことはないというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 利用することはないと、あっさり断られました。ですけど、やはりそういうような民間企業、あるいはほかの事業等で活用された場合には、相当な痛手が来るものと思っております。これには十分にお互いに気をつけていかなければならない制度ではないかなと思っております。次に入ります。

内容等の漏えいに対する対策は厳重に行われているのかお伺いいたします。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

情報の漏えいに対する懸念でありますけれども、マイナンバー制度そのものと、それから事業所から等のセキュリティー対策ということが考えられると考えております。

番号制度そのものにつきましては、先ほどの市長答弁の中にもございましたが、漏えいセキュリティー等につきましては、法律で定めがある場合を除き、マイナンバーの収集、保管等は禁止をされておりますし、先ほどお答えしましたとおり、マイナンバーの利用については、非常に厳しい法令等がございます。

事業所としての対応というようなことでは、組織的、人事的な安全管理措置、それから物理的、技術的な安全管理措置によってセキュリティー対策が講じられるというふうに考えておりますが、これまでも個人情報保護法のもと、それぞれの事業所において適切に措置が講じられておりますので、今回のマイナンバー法につきましても、各事業所、適切な運用がなされていくというふうに考えております。

以上であります。

○23番（湯川逸郎君） 非常に淡々と進みますが、国民の公平な税徴収を目指し、資産等の把握に努めるが、その検討課題についてお伺いいたします。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

本市でのマイナンバーそのものに税務関係の手続きに利用されるということをご存じかと思いますが、本市の税務業務についてもマイナンバーそのものは使われてまいります。

マイナンバーそのものによる有効性というものにつきましては、今までとほとんどかわることがないだろうというふうには考えておりますが、国税においては公平、公正な社会の実現の観点から、マイナンバーの活用によりまして、所得等の把握が正確にできるということになりますので、負担を不正に逃れるというようなことや、不正な受給等の防止になるというふうに言われております。

お尋ねの検討課題でありますけれども、個人番号、法人番号を利用しても事業所得や海外資産といったようなものもございますので、これが法定調書だけで捉えるということがなかなか難しいのではないかというふうに考えておりますので、こういったものが国税における課題というふうに認識はしております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 番号制で国との連携が必要だというようなことが答弁されましたが、番号法の成立以降、市職員のための番号制のハンドブック等の作成というのは行われているのかどうかをお聞きいたします。全職員にマイナンバー制度周知徹底を図るための体制の強化はどのようにしてなされていていらっしゃるのかをお伺いいたします。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

ハンドブックにつきましては策定はしておりませんが、本市においては、国を始めとします県や関連する団体からの番号法に関する情報につきましては、チームウェアに職員用のグループウェアになりますが、こちらのほうに掲載し、全員が閲覧できるような状態にはしてあります。

また、8月28日でありますけれども、係長以上の職員に対しましては、マイナンバー制度の研修会を開催いたしまして、制度導入の周知を図ったところであります。今後も時期を見て、全職員を対象にした研修会等は計画をしまいたいというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） やはり、全職員で対応しなければ、今回の場合、日程的に短うございますので、周知徹底が完全に行き届くことをお願いいたします。

そして、次にマイナンバー制度導入に伴って、民間企業も利用されますが、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害等に対する対策は十分なのかお伺いいたします。

○総務部次長兼行政改革推進課長（竹下 宏君） お答えいたします。

先ほどもお答えしましたとおり、事業所の対応策では組織的、人事的な安全管理措置、それから物理的、技術的な安全管理措置というものが考えられます。これによりまして、セキュリティー対策が講じられるということになります。これまでも個人情報保護法のもと、それぞれの事業所におきまして、適切な措置が講じられておりますので、今回の制度におきましても同様の措置がとられるものというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） マイナンバー制度導入に伴い、社会保障、税、災害対策の行政手続等に利用されると思いますが、民間企業も利用されるために、個人情報の漏えいやプライバシーの侵害等のないことを強く望んでおります。

次に入ります。2問目の、市民の負担にならないリサイクルと経費削減についてお伺いいたします。

答弁書を長々と書いていただきました。詳しく説明がなされております。その中におきまして、特に2点ほどお伺いいたします。特に目についたのが、再資源化を図る上で実効性の高い施策で資源物が取り扱っておりますということですが、その高い施策とはどういう意味ですか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 資源物につきましては、最終的にはリサイクル率をいかに高めるかということを視点におきまして、始良市の一般廃棄物及び清掃に関する条例の中に、行政の責務、それ

から市民の責務事業所の責務が明確にうたわれております。そのようなことで、この3者がそれぞれの役割を確実に果たすということがリサイクル率の向上に図り、ひいてはごみの減量化につながるといように考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 次に、市長の答弁の中から質問をいたしますが、高齢者世帯などのごみ出し困難者への対応につきましては、ごみ出しだけの問題にとどまらず、包括的な対策を行う必要があると考えておりますということで答弁をされております。その内容について詳細にお願いします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 高齢者のごみ出し困難者の対策でございますけれども、答弁にもありますように、まずはそれぞれの地域で、いわゆる自助、共助、公助という視点でございますが、コミュニティの活動の一環としてそれぞれ弱者に対してごみ出しの支援をしていただくというのが、基本的な考えでありますけれども、行政としましては、そのほか自治会活動への交付金、特にごみ出し困難者への支援した場合には一定の補助金を出すとか、そういう施策をしております。

そのようなことで、今後始良市も高齢者がますます加速をしていくわけなんですけれども、例えば、シルバー人材センター等も一定のサービス等もやっておりますので、事業所とそれから行政、それから市民、それぞれができるところを支援をしていくというようなことで解決をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 2問目に入ります。

前回、6月議会で、市長は、今後各種団体等とも協議しながら、市民のためにどのように図ればよいかと協議してまいりますと答弁されております。私は、市長がこれまでに一番大きな課題でありました計量の廃止をされたことは大きな成果であったと思っております。しかし、市民の方々は当番のない身近なステーションでの収集を望んでおられます。市民からの声は市長に届いておりませんか、お伺いいたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

市民の声というのはさまざまな手法において行政のほうに届いております。例えば市民提言という制度がありますし、インターネットによる投書、あるいは窓口においての要望、それから答弁にもありますように、議員が先ほどおっしゃいましたように、可燃物ステーションでの資源物の収集、それから収集回数をふやすというような視点から、モデル地区を設けまして実施をしたところなんですけれども、その結果については、答弁にありますように、従来どおりがまあいいというのが多くの意見でありましたけれども、そのほかにさまざまな意見があったのは事実でございます。

かいつまんで申し上げますと、まず高齢者につきましては、身体的に不安があるというようなことで、極力近いステーションに出していきたいというのが、ご意見があります。それから、なかなか出せないの業者をお願いしたいんですけれども、金銭的な面でなかなか難しいというような意見もございまして。それから勤労世帯、特に始良市は、市外へ勤務をされる方がかなりいらっしゃいますけれども、ごみを出す時間帯と、いわゆるライフスタイルが合っていないということで、いつでも出せる

ような体制をしていただきたいというような声もございます。

一方では、ごみステーションが非常にきれいになって、始良市の分別は非常にレベルが高いのではないかというご意見、それから、自治会未加入者の問題ということで、なかなか未加入の場合は出しづらいということもありますが、こういうことについては、始良地区においては4か所の集荷場を設けて、勤労世帯に対する対応はしておりますけれども、そのようなご意見等があります。

それから、議会と語る会が先日ありましたけれども、そのご意見を見せていただきますと、始良市の資源物というのは、全国的にも非常にランクが高いAランクということで、環境省のほうからも高い評価をいただいているわけなんですけれども、議会と語る会の中では、この水準を将来、維持できるのだろうかという危惧をされる方もいらっしゃいます。

それから、今後、リサイクル率を上げていくためには、いわゆる環境に対する教育といえますか、ごみに関するDVD等を作成して、コミュニティ協議会の中で活用していただきたいと、そのようなさまざまなご意見があったというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 私が、いつもごみの問題につきましては、詳細に質問をしておりますが、今回は特に、ちょっと違った形でございますが、私のところには、数多くの方々から電話や手紙が届いております。

その一例を読み上げます。実際、皆さん、来ておるんです。こういうふうには、見えますね。これを読みあげます。

私は、湯川さんの議会報告等を読んで感銘いたしました。また、湯川さんは、私たちの代弁者として、資源物の出し方を1日も早くごみステーションに出せる日を願っております。私たちも80歳代になり、当番の前の夜はよく寝られず、とても当番が負担になります。

また、出しにいったとき、役員の人たちの文句を聞きたくありません。笹山市長さんが選挙のときに公約されたことを信じて応援いたしていました。5年が過ぎても改善されません。公約されたことはきちんと守ってほしいと思います。

このような内容でございます。

そこで、市長にお尋ねいたします。今、読み上げましたことは、これは現実として封書で参りましたので、何らかの手を打たなきゃならないと思っておりますが、どのように感じられたかお伺いいたします。

○市長（笹山義弘君） ごみ出しについて難儀をされている方がおられるということで、このことは何とかしないとイケないということも一方では考えます。

それで、マニフェストとしての形での市民の皆様にお約束した第1回市長選挙のときのマニフェスト、2回目のマニフェストを私も改めて精査させていただきました。

確かに、自然、今後、リサイクルを進めていかなければ、地球を守るという意味からも必要であります。一方では、そのことを強く進めると、市民に対する負担も大きくなっていくということでもありますから、そのことについては、市民に過度の負担がかからない形でのそういうリサイクル社会をつくっていく、そういう必要があるという趣旨の公約は掲げさせていただいております。

したがって、今後とも、そのような意味で全体のバランスを見ながら、施策を一つずつ変える

べき必要があれば変えていくということの姿勢でまいりたいというふうに思います。

○23番（湯川逸郎君） 少しは市長の答弁が進んでいるんじゃないかなとは感じますが、まだまだ市民が納得するような答弁にはなっていないとっておりますので、今後とも、こういう形で質問をしていきたいとっております。

今回、質問いたしましたものにつきましては、経費等について業者と行政との契約に関して大きく関連がありますので、正確に答弁をお願いいたします。

先ほども答弁に、一つひとつ述べていただきました。やはりこの問題は、資源物収集実績については、25年度実績が15品目ありましたと。そして、合計で272万6,363kgと示されております。26年度実績は15品目で242万9,004kg、26年度実績で衣類が新規事業として扱われましたので、16品目として242万9,584kgと示されております。平成25年度実績、平成26年度実績を比較しますと、26年度は29万7,359kgの減となっております。費やされた処理経費は幾らになったのか、それらをお伺いいたします。

また、ほかの件につきましては、追って質問いたします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） まず、資源物の処理量が減少したというお話でございます。これについては、いろいろ分析をしておりますけれども、特に最近ではコンビニにおけるいわゆる自主回収、これがかなり進んでおります。事業所が自主回収しますと、容器包装リサイクル協会へ負担金ということで、各事業所が負担金を出しているんですけれども、そういうものが軽減されるというようなことで、自主回収する動きになっているというのが一つの要因。

それから、新聞等についても、新聞社等が自分の玄関口に置くと、何曜日にはとりにくるというような事業を行っている。それから、いろんな集団回収、PTAとかそういうところが回収していることによって、量としては減っておりますけれども、全体的なりサイクル率としては、始良市は上昇しているというふうに考えております。

ご質問の経費でございますけれども、16品目でございますが、それぞれ答弁いたします。平成26年度のそれぞれの16品目の経費を申し上げます。時間がかかりますが、要請がありますので読み上げたいと思います。

飲料缶につきましては542万2,874円、それからその他の食用缶、これが196万1,820円、それから生き瓶、これが351万6,235円、それから無色透明の瓶になりますが、これは1,027万6,414円、それから茶色の瓶になりますが、これが1,755万243円、それから瓶になりますが、その他の色の瓶でございますけれども、これが276万8,175円、それからペットボトルでございますが709万3,046円、それからその他ブラでございますけれども1,744万5,612円、それから新聞・チラシ等でございますが3,283万6,343円、それから段ボールでございますけれども1,393万2,103円、それから紙パック47万8,940円、それから古紙でございますが2,668万6,603円、それから乾電池215万3,307円、蛍光管109万4,762円、それから植物性の廃食油でございますが215万963円、それから最後になりますが、衣類でございます58万8,524円、合計1億3,916万965円でございます。

資源物については、処理量は減っておりますけれども、経費につきましては、25年度と比較しますと、約559万ほど経費としてはふえているということでございます。

内容につきましては、委託をしているわけなんですけれども、委託業者の人件費とか車両費、それ

から間接経費等が絡んでおりますけれども、それぞれ経費が上がった大きな要因というのは、一つは、消費税が5%から8%、3%上昇しておりますので、その上昇率が、この550万のうち400万程度が消費税アップによる経費の増額ということで、そのほかにつきましては、燃料費とか諸経費で上がっているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 詳細に述べられましたが、後のほうの時間の関係もありますので、簡単にいきます。

やはり資源物直接搬入受入業務委託料、それから資源物中間処理料金、それから塵芥収集業務委託料金、一般廃棄物搬出事業費について大きな金額がなされております。これについて4項目で増減が1,405万8,000円の増額の根拠として、財源的にはどういうふうに求められているのか、財政課のほうにお答え願います。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 私のほうで把握している範囲内でお答えをしたいと思います。

まず、一般廃棄物の経費とその歳入歳出のバランスを申し上げますが、全ての一般廃棄物に係る始良市の経費というのが、平成26年度で約7億6,000万かかります。そのうち歳入としまして、歳入というのは、ごみ袋の指定袋とか、あるいは焼却場での処理費とか、資源物の有価物の歳入とかそういうふうになりますが、歳入としましては約1億400万ということで、差し引き約6億5,000万円ぐらいが赤字というのが、始良市のごみの行政の内容でございます。

今、お尋ねの4点についての1,400万ふえているということですが、これについても、先ほど答弁しましたように基本的には消費税のアップ、これが大きな要因、それから燃料費、そういうものが大きな要因になっているのではなかろうかと考えております。

それから、財源についてでございますけれども、この先ほど申し上げました歳出と歳入の比率からいきますと、この1,045万の赤字の内訳を大まか推計しますと、そのうちの約200万程度が交付税の措置になるんじゃないかと。それから、残りの100万が、さっき言いました歳入のいろんな収入、そういうものが収入と考えられますので、差し引き700万程度が一般程度の持ち出しになっているのではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 市民の負担にならないリサイクルと経費につきましては、当初予算残高から一つひとつの事業を詳細に原価積み上げを行って議論し、予算計上されて競争入札されることを強く望みます。

次に、時間的にありませんので移ります。ちょっと待ってよ。

時間とめてください。ちょっと。

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午前10時49分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時49分開議）

○23番（湯川逸郎君） どうも失礼しました。

多くのコミュニティ協議会が発足いたしまして、三、四か月経過したと思います。行政側といたしまして、期待される完成された協議会の姿というのはどういうものか。また、すぐれた活動状況におけるコミュニティ協議会を上げてください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

コミュニティ協議会の目的といいますか、市民が主体となった地域づくりを促進するために、コミュニティ協議会という新たな地域組織に取り組んでいただいたわけですが、校区単位での地域の課題や問題点というものを話し合っていて、校区に合ったまちづくりと申しますか、校区の振興計画というようなものを作成していただいて、その目的達成のためにいろいろな施策活動をしていただくものであるというふうに思っております。

そういった目的のために、地域の皆さんが一堂に活動していただくということが、理想的なものであらうと思います。

あと、そのすぐれた活動というのは、始まったばかりで出てこないというか、今、始まったばかりなんですけれども、地域をよくするためにいろいろと活動をしていただいて、地域の方が、うちのところは住みやすい地域だよというか、いい協議会だよというふうに言ってもらえるような協議会にできれば、いいのかなというふうに思っております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 聞くところにおきましては、松原なぎさコミュニティ協議会とすぐれた活動状況だなということを聞いております。

逆に、まちづくり等の取り組みまでに至っていない協議会も、ありますよということも聞いておりますが、その温度差はなぜ生じているのか、行政はどのように分析しているのかお伺いいたします。また、設立後の活動状況はどのように把握しているのかお伺いいたします。先ほどは、把握していないというふうな状況で答弁がなされましたが、どのようなものがありますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

松原なぎさ小学校区におかれましては、新聞でも取り上げているかとは思いますが、認知症の徘徊・訓練などをされましたけれども、そういったいい活動といいますか、そういうふうに思っております。

先ほど申しましたように、スタートといいますか、今年度から始まりまして、従来、各地域で行われておりました、そういったものを主体に展開されているというところであると思っておりますので、今後、徐々にと申しますか、そういった形で、各協議会も地域に合った活発な活動をしていただけないかというふうに思っております。

あとは、活動状況につきましては、各協議会で出されます協議会日より、それから代表者の方の集まりの会とか支援の方の集まりの会などで、お話はお聞きしているところでございます。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 協議会の立ちおくれ、立ち上げまでは、実は担当課ですか、地域政策課だったと思うんですが、協議ごとに担当者を張りつけるとして十分な支援が行われたと聞いております。

しかし、活動があまり思わしくない協議会等のフォローというのは、じゃあ、どういうふうにしていかれるのか、相談などは適当になされているのか。また、定期的な訪問等が行われているのかお伺いいたします。

この件に関しては、設立後は行政側からの何らかのフォローの訪問等も電話もないということの実情を耳にしておりますので、そのあたりをお聞かせください。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

各多くの協議会におきまして協議会だより等を用いまして、また、地域の方に、協議会とはどのようなものかというようなそういった説明と申しますか、地域の方に十分をそこをわかっていただけるような活動をされているというふうに思っております。

協議会だよりなどで周知して活動をされていると思いますが、最初、協議会についての説明、そして準備委員会を立ち上げていただくとき、また、設立に向けて、校区担当職員を配置といいますか、いたしまして、一緒に協議を進めてきたわけなんですけれども、コミュニティ協議会が設立されて、今、自分たちで自主の活動として展開されていこうとされているところなんです、自主の組織ですので、そこに行政のほうはどれだけ携わっていくかということかと思っておりますけれども、それぞれの協議会の中でそういった形で進められております。

この間、代表者の会議をした中でも、ある校区の方が、今、議員が仰せられるようなことで、フォローがないというようなことも申されたんですけども、他の協議会の代表者の方が、地域組織であるので自分たちのところで課題を見つけ、それに沿って自分たちで進めていくのがもとの姿であると。

最初からそういった形で行政にフォローを願うのも、いかななものかというような意見もいただいたところなんですけれども、協議会のほうから要請というかあれば、校区担当職員も会議に出向いて行っておりますので、その辺は十分今までと変わらず指導、行政としては対応をしているというふうに思っております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 支援員について質問いたします。

各協議会に派遣している支援員については、昨年度の設立準備段階において行政が説明した支援員とは、市役所職員もしくは臨時職員となっていたと聞いています。現段階での支援員はどのようなものかをお伺いいたします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

支援員につきましては、市役所職員ということではなくて、校区担当職員は市役所職員で行っておりますが、支援員につきましては、お話の中では、市役所のOBの方とかというような話はしたかもしれませんが、現時点では、校区で推薦をされた、校区で選ばれた方という方に支援員になっていただいております。

現在、16校区のうち15校区に支援員を配置しております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 発足間もない協議会では、スムーズに活動の定着を図る必要から、支援員の資質等も高いものが要求されますが、そういうものを想像しながら、現採用者はどのような人材を置いているのかをお尋ねいたします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

支援員につきましては、先ほど申しましたように、地域の方が選ばれたというか、地域の活動ですので、地域に精通されている方が一番ふさわしい方であろうと思いますが、地域の推薦、地域の方がお願いしたいという方をお願いがしてあります。

事務の補助職員ということですが、やはりいろいろなことに携われると思いますので、地域を熟知された方がいいのではないかとこのように思っております。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 支援員の方々の資質の問題だというような回答で聞こえてまいりました。

次に、県内のコミュニティ協議会の先進地では、どのような支援員配置を行っているのか。また、市役所職員を派遣している市町村があるのかをあわせてお伺いいたします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

薩摩川内市におきましては、市からの補助金の中で各協議会のほうで委託と申しますか、されていると思います。それから、市の職員が支援員というところは、そのようなところは聞いていないところでございます。

以上です。

○23番（湯川逸郎君） 行政職員の資質の向上の場として、地域を直接肌を感じられるいい機会だと思っております。そういうような協議会に派遣する考えは、今からでもないのかどうかをお伺いいたします。また、今後もそのような考えはないかお伺いいたします。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

地域コミュニティ協議会は自主組織でございますので、市としてそこに市の職員を派遣するというようなことは考えていないところでございます。

また、校区担当職員ということで市の職員も入っておりますので、その職員につきましては地域の実情を知る、そういった身を持って体験することが、資質の向上につながるのじゃないかというふうに思っております。

以上でございます。

○23番（湯川逸郎君） 先ほど部長のほうからもありましたように、先進地というのは、薩摩川内市では、市役所職員が補助金を出して行われているということを答弁されましたが、やはり地域の特性や住民の実態を知ること、職員の資質を高めるいい機会だと思っております。

そういうことから、コミュニティ協議会へ若手職員を派遣していると聞いていますが、そのことにつきましても、各協議会側も、行政との連携や活動のフォローを助かるし、行政側も優秀な職員を育てる場となって、一石二鳥になるんじゃないかなと思っております。

そういう考えから、協議会の希望や要望によって、協議会に職員を派遣する事業があってもよいのではないかと考えますが、終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで湯川逸郎議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

（午前11時04分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時12分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、8番、田口幸一議員の発言を許します。

○8番（田口幸一君） 登壇

傍聴者の皆さん、ご苦労さまです。もうすぐ12時が近づいておりますが、腹もぐうぐう鳴っているのではないかと思います。それを吹き飛ばすように、私も元気よく質問してまいりたいと思います。

平成26年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率は、いずれも早期健全化基準内になっていると、このことが2人の監査委員から発表になりました。このことは、笹山市長を初め、職員の方々が財政運営に努力されたと考え、私は評価いたします。

それでは、さきに通告いたしました5問について質問いたします。

質問事項1、コミュニティ協議会のあり方について。

要旨1、17小学校区に設置されているが、なぜ小学校区が入っていないのか。

2、平成27年8月19日現在で、蒲生小校区コミュニティ協議会は設立されていないとのことだが、これはなぜか。

3、加治木校区、帖佐校区、重富校区、山田校区、蒲生校区の5つの中学校区があるが、やはり、私は、小学校区コミュニティとすべきだと考えるが、どうか。

4、現在、休校になっている大山小区、新留小区は、どのような取り扱いになっているのか。

5、校区コミュニティ協議会支援事業3,456万3,000円、行政連絡委員関連事業7,699万5,000円が同じ企画部の企画費に計上されているが、詳細な説明を求めます。なお、7,899万5,000円の内訳は、始良地区、加治木地区、蒲生地区の合計額でございます。この校区コミュニティ協議会のあり方については、同僚議員が、先ほど湯川議員が質問されましたが、質問が重ならないようにしてまいりたいと思います。

質問事項2、始良市総合運動公園陸上競技場の全天候化について。

要旨1、このことについては、数年前にも私は一般質問をしましたが、再度質問いたします。走路が8レーン、走り幅跳び、三段跳び、棒高跳び、円盤投げ、砲丸投げのピットがありますが、現在はあまり利用されていないと考えます。利用を促すためにも、さきに質問したときには約3億円かかる

とのことでしたが、年次的に築造してほしいがどうですか。

2、重富中、帖佐中、加治木中の陸上競技部は、試合前になると、県立鴨池陸上競技場、伊集院陸上競技場に練習に行く聞いております。親の負担が大きいとのことですが、このことをどのように考えるか、また、重富中、帖佐中、加治木中の最近3年間の成績はどのようになっているか。

要旨3、野球、サッカー、テニスには多額の投資をされているが、これをどう考えるか。全てのスポーツの原点は陸上競技であると私は考えます。皆さんもそういうふう認識していらっしゃると思います。一日も早い整備を熱望するがどうですか。

質問事項3、川内原発再稼働について。

要旨1、全国で43の原子力発電は現在停止していましたが、川内原発がつい最近再稼働いたしました。始良市は、30km圏内にあり、事故が起きれば大変な事態になると考えるが、このことをどのように考えるか。

2、京セラ工場、ソニー工場、各家庭には、主に火力発電で送電されております。太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電等、自然エネルギーに切りかえるべきだと考えるがどうですか。

3、国の政策をどのように分析されますか。

質問事項4、段差の解消について、始良市役所周辺はバリアフリー化が見られますが、高齢者、障がい者にとっては大変困っておられます。段差の現状はどうなっているか、今後の施策はどうなっておりますか。

最後に質問事項5、年金について、国民年金、厚生年金、共済年金、障害年金のどれをとっても、年金受給額が下がり、生活できないという声が多いです。現状をどのように分析しておられますか。あとは一般質問から質問を展開いたします。

○市長（笹山義弘君） 登壇

田口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の始良市総合運動公園陸上競技場の全天候型化についての2点目のご質問につきましては、教育委員会で答弁いたします。

1問目の校区コミュニティ協議会のあり方についての1点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

校区コミュニティ協議会の名称に、小学校の小を入れるか入れないかにつきましては、昨年度、各校区の設立準備委員会の代表者会の中で幾つかの案が出され協議がなされたところであります。その協議において、始良校区、加治木校区、蒲生校区とすると旧町ごとのくくりと間違いやすいなどの意見もありました。一般的に校区といえ、小学校区の校区のことであるとの意見や加治木地区の何々小学校区公民館と混同されること、そして、旧町の枠組みを超えた取り組みとして、小を抜いて統一した何々校区コミュニティ協議会でよいと決定されたところであり、その決定事項を尊重いたしました。

2点目のご質問についてお答えいたします。

湯川議員のご質問にもお答えしましたとおり、協議会の設立については、今年度を設立初年度と位置づけ、市が一斉・一律に立ち上げを強要するものではありません。それぞれの校区で、住民や地域団体の方々が主体となり、十分に協議し、進めてこられたものであり、蒲生校区についても、現在準備委員会の中で蒲生校区独自の課題を解決しながら協議が進められているところであります。

4 点目のご質問についてお答えいたします。

ご承知のとおり、大山小学校と新留小学校につきましては、現在休校となっており、両小学校区内の児童は、蒲生小学校に通学しております。このような状況から、大山、新留の両地区については、蒲生小学校区内の地域として、ほかの11地区と一緒に協議が進められております。

5 点目のご質問についてお答えいたします。

行政連絡員関連事業費につきましては、平成25年度の組織機構再編により、それまで総務課が所管していた自治会・行政連絡員関係と企画政策課が所管していた地域組織関係の窓口を一本化するために、企画部内に地域政策課を新設し、これらの業務を行っていることから、企画費に移行したところであります。

次に、2 問目の始良市総合運動公園陸上競技場の全天候型化についての1 点目と3 点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

平成22年第3 回定例会においてお答えしましたとおり、陸上競技場の走路部分に、全天候型のウレタン舗装を行った場合の費用につきましては、当時の試算では3 億7,000万円程度と見込んでおります。都市公園事業を導入して、再整備計画となりますと、数年後に迫っている国体、オリンピックの競技会場や関連施設が各地で一斉に整備されることから、それらが優先的に採択される見込みでありますので、当該施設を補助事業で整備することは困難であると考えております。市といたしましては、今後も有利な補助事業等を導入できないか調査研究してまいります。

また、体育施設につきましては、本市全体のスポーツ競技のバランスを見きわめながら、総合的な調整を行い、整備に努めていきたいと考えております。

次に、3 問目の川内原発再稼働についての1 点目のご質問にお答えいたします。

九州電力川内原子力発電所1 号機が本年8 月11日午後10時30分に原子炉を起動し、再稼働いたしました。再稼働に至るまで、国の原子力規制委員会による新規制基準での適合審査、県、薩摩川内市の同意、原子力規制委員会による使用前審査の過程を経て、再稼働し、現在も原子力規制委員会の検査が行われているところであります。

市といたしましては、九州電力には、安全確保を最優先に、今後の工程を慎重に進めていただきたいと考えております。万が一、重大事故が発生した場合は、国、県、電力事業者と緊密な連携のもと、県地域防災計画原子力災害対策編、市地域防災計画原子力災害対策編及び原子力災害避難計画に基づき、迅速かつ的確な対策を講じてまいります。

今後におきましても、原子力防災対策の充実強化を図り、市民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

2 点目と3 点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

エネルギー政策につきましては、エネルギー政策基本法に基づき、安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用など、地方公共団体におきましても施策を講じることとされております。また、国におきましては、環境への適合の視点から、自然エネルギーをふやす政策を推し進めております。主な自然エネルギーとしましては、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電などがあり、太陽光発電については、施設整備は安価にできますが、太陽光の強さに発電が左右され、安定した電力供給が難しい面を持っております。今後は、蓄電施設とセットとなった施設整備も検討されているようであります。

風力発電も施設整備は安価にできますが、風の強さに発電が左右され、安定した電力供給が難しい

面を持っております。また、風力発電施設の風車の振動等により、地域住民や環境に与える影響もあることから、設置する場所が限定され、今後は、洋上風力発電も検討されているようであります。

水力発電については、安定した電力供給が可能とされており、これまではダム建設など施設整備に大きな経費を必要とするものが主流でありましたが、現在は、ダムを必要としない小水力発電もふえてきているようであります。

地熱発電も安定した電力供給が可能とされておりますが、これまでは、火山地帯等の地中に存在する高温の蒸気を用いて発電するフラッシュ発電と呼ばれるものが主流で、立地条件が火山地帯等に限定されるものであります。しかしながら、近年では、温泉などの湯と沸点の低い媒体を用いて発電を行うバイナリー発電と呼ばれる小地熱発電もふえてきているようであります。

本市の自然エネルギー発電施設については、本年6月から小水力発電施設として操業を開始している龍門滝発電所があり、また、山田地区の山林部にメガソーラー太陽光発電施設の計画があり、地域住民の方々への説明会も開催されております。

市といたしましては、エネルギー政策基本法や市環境基本計画に基づき、地域住民の方々の意見を尊重しながら、環境等にも配慮した自然エネルギー発電施設の建設に積極的な支援を行い、自然エネルギーの利用促進を図ってまいります。

次に、4問目の段差解消についてのご質問にお答えいたします。

平成12年に交通バリアフリー法が施行され、高齢者、身体障がい者等の公共機関を利用した移動の円滑化を促進する目的として、駅、バス、道路、公園などにエレベーター、歩道の拡幅、案内板などを設置し、安全性及び利便性の向上を図るものとなっております。事業につきましては、鉄道、バスなど、公共交通事業者が講じるものや、利用者が1日の3,000人以上の公共施設を対象とし、市町村が交通事業者、県公安委員会と連携して、基本構想の指針を作成する重点整備地区があります。

本市におきましては、対象となる市の施設がないことから、基本構想指針は作成しておりませんが、公園、歩道などの建設において、バリアフリー化の取り組みを検討し、実施しているところであり、今後も必要に応じて整備促進に努めたいと考えております。

次に、5問目の年金についてのご質問にお答えいたします。

平成27年度における老齢基礎年金の満額及び障害年金2級の場合の年金額は年額78万100円となっており、前年度より7,300円の増額となっております。同様に、厚生年金の標準的な年金額は、年額265万8,100円と前年度より2万9,300円の増額となっております。なお、共済年金の標準的な年金額は公表されていないところであります。

今回の改定は、名目手取り賃金変動率による増率分に特例水準の段階的な解消やマクロ経済スライドによる調整の減率分を合わせて、基本的には0.9%の引き上げとなっており、年金のプラス改定は16年ぶりとなるものであります。

今回の改定で年金額は増額されましたが、マクロ経済スライドによる調整率等が加味されたことにより、物価上昇率には追いつかず、実質目減りの状況となっているようであります。

年金額は前年の賃金や物価の増減分にあわせて支給額も増減される仕組みとなっておりますが、被保険者の減少や平均寿命の伸びなど、マクロ経済の状態が大きく変わったことにより、平成16年に公的年金財政の収入の範囲内で給付を行うマクロ経済スライド方式が導入され、今回初めて適用されたものであります。

市といたしましては、全ての国民を対象に老齢、障害、または死亡によって、生活の安定が損なわ

れることを、国民の共同連帯によって防止し、もって、健全な国民生活の維持、向上に寄与するという国民年金の目的を達成するために、国の責任において、必要な財源の確保、安心できる給付制度の継続をお願いしたいと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の始良市総合運動公園陸上競技場の全天候型化についての2点目のご質問にお答えいたします。

ご指摘の3つの中学校の平成25年度から27年度までの3年間における県中学総合体育大会陸上競技大会での成績は、いずれの大会においても、10種目の競技で、個人及び団体が3位以内の入賞となっており、毎年好成績をおさめております。

これらの中学校が他市の競技場に出向いて練習を行うのは、他市町の中学校との合同練習や中体連の強化練習に参加することが目的であり、このことによって、互いに切磋琢磨され、競技力の向上が図られていることから、3つの中学校の陸上競技のレベルは高いものと認識しております。

この高い競技力を維持するために、それぞれの学校では、運動部活動の後援組織である保護者の方々に活動費等を負担していただいているところであります。負担の内容については、年度当初に指導にあたっている部顧問の教師も含めた協議に基づいて決められており、保護者として、子どもの成長を支えていくことは大切なことだと考えております。

以上で答弁を終わります。

○8番（田口幸一君） あと残時間が35分になりましたが、では、校区コミュニティ協議会のことについて、この名称は行政が決めたと同僚議員が教えてくださいましたが、このことについてはいかがですか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

校区コミュニティ協議会の名称につきましては、答弁で申しましたとおり、検討委員会の中で決められたものでございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） それでは、自治会の退会者がふえておりますが、私は、池島自治会の8班というところ、1組、2組、3組、半分が自治会を退会しておられるんです。コミュニティ協議会を設立したことにより、さらに自治会退会者がふえていくのではないですか、どうですか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

自治会への未加入者の問題につきましては、いろいろと始良市だけに限らず大きな問題となっておりますけれども、校区コミュニティ協議会ができたためにふえるというようなことでございますけれども、校区コミュニティ協議会というのは、そもそもそういった地域の中で地域力を高めていただくためのものと思っておりますので、また、そういった自治会の加入の問題についても、またその協議会の中で知恵を出し合って協議されていくものと思っております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 現在、自治会は始良市に幾つあって、その加入率はどのようになっておりますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

現在320戸ではないかと思いますが、加入率は74%であったかと思いますが。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 先ほど同僚議員も聞かれたかと思うんですが、コミュニティ協議会というのは、私はいい組織だと思うんですが、このコミュニティ協議会、設立の趣旨はどこにあるのか。これは、始良市独自の施策なのか、あるいは国から言ってきたから、こういう活動をやっておるのか、いかがですか。

○市長（笹山義弘君） まず、お答えします前に、先ほどの答弁の中で、原子力再稼働の午前10時30分と読まないといけないところを、午後10時30分と読んだようでございます。訂正をさせていただきます。

まず、校区コミュニティの考え方でございますが、議員もご案内のとおり、市役所の機能といいいますか、これは、今後とも限られて限定されていくといいますか、組織の縮小をどうしてもしていかねばならないということがございますが、一方では、少子高齢化も進んでまいります。そういう中で、その地域をどのように守っていくかということにしたときに、その最初の単位はどこが一番いいかとしたときにご相談申し上げたところ、小学校区が適切であるということがありましたので、今後、その地区をしっかりと守ることから、例えば、子どもの問題、それから、高齢者の方々の問題等々含めてしていくということであろうと思います。

ただ、ございましたように、最小の単位はやはり自治会でございますので、自治会を尊重しながらするという事になってこようと思いますが、そういう趣旨で進められたということでありまして、このことの選択は市としてその方法がいいのではないかとということでご相談した結果、そのように決まったというふうに認識しております。

○8番（田口幸一君） 今、市長の説明でよくわかりました。この件については、もう一点お尋ねいたします。

同僚議員が先ほど質問されたかどうかわかりませんが、支援員の各校区コミュニティに配属になっている支援員の役割、また、その支援員の手当はどのようになっておりますか。

○企画部長（川原卓郎君） お答えいたします。

支援員の身分といたしましては、市の臨時職員ということでございます。

それから、仕事といたしましては、事務補助ということですが、地域にかかわるその全てのことにやはりかかわっていかれるというふうに思っております。以上です。日額5,300円でございます。月14日勤務となっております。

以上でございます。

○8番(田口幸一君) それでは、大きな2に入っていきます。

まず、野球場です。サッカーコート、テニスコートに過去幾ら投資されましたか。

○建設部次長兼都市計画課長(上原一美君) お答えいたします。

野球場は、平成7年から平成9年にかけて建設しており、事業費が5億8,100万円です。平成25年には、屋内野球練習場を事業費が5,500万円で整備しております。テニスコートにつきましては、昭和63年から平成2年に6面を6,400万円で整備しており、平成13年度に2面を2,000万円で整備しております。平成20年度には、ナイター照明施設を3,890万円で整備しております。平成26年度にテニスコートの人工芝の張りかえをしております。事業費が6,500万円です。サッカーコートというのはいないわけで、サッカーは、陸上競技場と多目的広場でやっております。多目的広場は、昭和63年から平成6年にかけて7,500万円で整備しており、平成25年には、フェンスの整備工事を1,950万円で整備しております。

陸上競技場につきましては、昭和63年から平成4年にかけて整備しております。事業費が3億6,200万円となっております。

以上です。

○8番(田口幸一君) よくわかりました。野球場においては五億数千万円、テニスコートにおいても、今年度までですか、人工芝の張りかえ、相当な投資をしておられます。陸上競技場は、あれは、日本道路とか長谷川パイプ施設とかニシスポーツとか、これは、陸上競技場をつくる日本道路等がつくったそういう投資額が、今言われた、次長が言われた。だけど、私が言う、今度、全天候型のこれには全然つながっていないんです。また、後で質問をしていただしていきたいと思うんですが、今には答弁は要りません。

それでは、次長、よろしいですか。この陸上競技場の建設当時は、私どもの小さいころは、1コースと2コースと、今は1レーン、2レーンと言います。鴨池でも、水泳でも1レーン、2レーン、当時のことを言いますが、この建設当時のときには、レーンのテープも8コース張られて、ここで始良町陸上競技選手権大会が開催されていたんです。始良町の小学生、中学生、高校生、大学生、一般、物すごい参加者だったんです。それが、今は全然利用されていない状況にあると思います。

この質問をするために、私は陸上競技場に行ってみました。コースも全然、レーンも全然わからない。これ走って見たら、滑りとけたんです。

けさ行ってみました。のりが生えておって、そこでお尋ねしますが、この陸上競技場は現在どのようにに活用されておりますか。早く答弁してください。あと23分になった。

○建設部長(岩穴口弘行君) お答えいたします。

現在、陸上競技場はサッカーの試合等で利用されていまして、陸上競技といたしましては、小学校の記録会が年1回開催されている状況でございます。

○8番(田口幸一君) 今、建設部長が答弁されたとおりでと思うんです。

それでは、さっき予算のことを、投資額のことを聞きましたけど、これが、後の質問につながっていきますので、国庫補助金起債枠の、この陸上競技場の全天候化について、国庫補助金起債はどのよ

うになっていますか。

○建設部次長兼都市計画課長（上原一美君） 公園事業で実施しますと、補助金交付金は事業費の2分の1の補助がありまして、残りの90%が起債ということになるかと思えます。

○8番（田口幸一君） それでは、重富中、帖佐中、加治木中の陸上競技部の出身者で、先ほど教育長の答弁で、この3中学校は県内の大会においても3位以内ということで優秀な成績をおさめているという答弁がございました。そこで、重富中、帖佐中、加治木中の陸上競技部の出身者で大学、実業団等で活躍している選手は誰々か、これを教えてください。

○教育長（小倉寛恒君） プロ化につながってない陸上競技につきましては、中学校の部活動から高校、大学、実業団と発展していった選手をフォローするというのは非常に難しいわけですが、現在、旭化成にことし入社しました吉村大輝選手、これは、加治木中から鹿児島実業で、全国の高校駅伝で優勝したときの選手でございます。それから、箱根駅伝でも3回出走しまして、5区を一桁で入った、将来、東京オリンピックのマラソンを目指して、旭化成で今頑張っているというふうに聞いております。

○8番（田口幸一君） 今教育長の答弁にありましたように、吉村大輝選手は、鹿児島実業から東京流通大学を出て、ことしの4月、宮崎旭化成に入社、有望な選手が始良市出身でおられるんです。オリンピックの選手、そのほか、池島町に重中から国分中央高校を出て、現在徳山大学に在学されて、砲丸投げ、円盤投げで活躍している選手もおられるわけです。そのようにすばらしい選手が、また現在の重中、帖佐中、加治木中の在校生は先ほど優秀な成績をおさめておられるという答弁がございましたけど、このような選手のために、莫大な全天候化にするのには費用がかかるという先ほどの答弁でしたけど、最後に、笹山市長と教育長に質問します。全天候化の計画、それは、走路1レーン、2レーンでもいいですから、27年度はもう予算は決まっていますから、28年度、29年度につくる計画があるかどうか、あるというふうに答弁してください。

○教育長（小倉寛恒君） 今現在、先ほどの中学校3校が、他市の鴨池陸上競技場、それから、伊集院、それから、霧島市の国分陸上競技場、それに出向いておりますのは、それらの競技場が、いわゆる鴨池は、1種の公認の競技場、それから、伊集院や国分は3種というふうに認定をされております。そういうことで、タイムの測定も、公認される陸上競技場になるわけでございます。

始良運動公園を整備して、いわゆる全天候型化しても、非常に高台にありまして、風が強いというところで、そこがいわゆる公認陸上競技場となるというのは非常に考えにくいところもあります。だから、ドーム型にするとか、そういうことで、遮蔽しない限りなかなか難しいところはあるんじゃないかなというふうに思っています。トラックを全天候型にしても、陸上競技場としてはどのようなものかって科学的に分析したものではありませんけども、そういうことは言えるのかなというふうに現在思っております。

○8番（田口幸一君） よくわかりました。

私は、3種公認ということでもさきに一般質問しましたが、それは、今教育長の答弁のように、難

しいということ認識しております。しかし、この3中学校の陸上部の生徒たちが、その鴨池陸上競技場、伊集院陸上競技場に練習に行かなくても済むように、1レーンでも2レーンでも全天候型、オールウェザー化してもらいたいんですが、笹山市長、いかがでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 若手育成という点からは、施設があるということに越したことはないというふうに思います。

しかし、私も、地区の体育協会長として、陸連の役員の方々と話すわけですが、やはり同じ見解でございまして、この競技場をやるとすれば、もう一回掘り下げない限りは、風の影響で記録がとれないということ聞いております。

したがって、ただ、ラバーを張ればいいということにならない、トラック全体をやりかえないと、排水の問題とかいろいろあると聞いておりますので、その辺は、その整備と、それで育成の関係をどのように整理していくかということは、今後研究してまいりたいというふうに思います。

○8番（田口幸一君） その研究は前向きに、全天候化1レーンでも2レーンでもつくってくださるということを熱望いたします。

次の質問に入ります。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、残り時間があと15分ですが、このまま一般質問を続けますか。

○8番（田口幸一君） はい、お願いいたします。

○議長（湯之原一郎君） このまま一般質問を続けます。

○8番（田口幸一君） 次は、川内原発再稼働について、始良市民の避難の計画はどのようになっていますか、簡単に答弁ください。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

川内原発から半径30km圏内あります蒲生町松生集落、ここについては、原子力災害対策指針に基づき、原子力避難計画が策定されております。また、全市民を対象とした避難計画は現在策定しておりませんが、これについては、原子力規制委員会が30km圏外においては屋内退避でもよいという意見を出しておりますので、このことについてもまた今後検討し、計画をつくるかどうかについては進めてまいりたいと思います。

以上です。

○8番（田口幸一君） まだたくさん質問したいと思うんですが、残時間を考えますと、質問を削っていきたいと思います。

川内原発の再稼働について、新聞の切り抜きを持ってきましたので、それを読み上げてみます。

これは、しんぶん赤旗の潮流、私はこれを毎日読んでおります。

地震による被害、放射能による被害、何もしてくれない行政による被害、そして、現場検証の実

施も決定せず、遅々として進まない裁判、私たちは四重苦を受けています。福島第一原発から30km以上離れた川俣町山木屋で産地酪農を目指してきた夫妻は、築いてきたもの全てを失いました。雑草を一本一本抜いて開墾し、30年かけて放牧に適した牛をつくり、ようやく酪農らしくなってきた矢先の原発事故でした。人生を積み上げた営みが放射能汚染によって壊された悲しみや苦しみ、怒り。事故の翌年から本市で続く「福島に生きる」には、今もなりわいを奪われ、避難生活を強いられている人々の心の葛藤がつづられております。「人類と原発は共存できない」と先の夫妻は言います。「福島の反省もなく、原発の再稼働など絶対に許せない」、その叫びに背を向け、川内原発が動き始めました。安全も保証されず、山積する問題を残し、国民多数の反対を押し切ったまま、早速歓迎の声を挙げたのは財界です。経団連の榊原会長は、「大きな一歩が踏み出された。」原発ゼロの2年近く、今夏の酷暑にも暮らしは成り立ってきたのに、利権で結ばれた原子力村をまたも復活させようというのか。福島から広島・長崎から、官邸前から全国から上がる「原発やめろ」の声、この国の将来を思う民意とかけ離れていく政権。いまだ事故の最中になる福島から目をそむける者に、私たちの国を好き勝手にさせるわけにはいきません。

ということで、今読み上げましたが、今、私たちが読み上げたことに対して、笹山市長は、この東京電力福島の事故をどのように総括されますか。あわせて、笹山市長、川内原発再稼働に賛成をされますか、その思いをお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 川内原発の前に、東京電力の福島第一原子力発電の事故のことについては、第三者的な立場で、IAEAが次のように総括しております。最大15mの津波が予想されたのに必要な対応をとらなかったこと。また、日本では、原発は安全だという思い込みが広がり、事故の備えが十分でなかった。具体的には、仮にマグニチュード8.3の地震が発生すれば、最大で15mの津波が到達することが予想されたのに、東京電力などは必要な対応をとらなかった。IAEAの基準に基づく十分な安全評価が行われず、非常用のディーゼル発電機の浸水対策が不十分であるなどの課題があった。また、作業員の非常時の訓練が十分でなかったほか、事故の際、それぞれの組織の役割は不明確で迅速な対応ができなかったとも分析する。そして、原発の安全基準を定期的に見直し、複数の災害が同時に発生する事態を想定すべきであるというふうにIAEAは総括しております。

同じ原発であって、女川の原発については、同じように津波が来たとしても、大変な被害が出ましたこの福島原発のような事象が起こってないということも考えましたときに、そのIAEAがまさに総括しているとおりでであろうというふうに思います。

川内原発の稼働につきましては、国のエネルギー政策含めて、あくまでも原子力規制委員会の田中委員長が、川内原発の審査諸案をまとめた際の説明によりますと、電子力発電所の安全性については、いわゆる安全神話に陥ることなく、最新の科学的知見に基づき、不断に向上させるべきものである旨の趣旨を言っておられます。新規制基準を満たすことは必要条件に過ぎないわけであります。安全を守る第一義的な責任がある事業者は、安全確保のための努力を継続することが求められております。

また、国のエネルギー基本計画に基づいて、政府は立地自治体等、関係者への説明、避難計画を含む地域防災計画策定支援、再稼働後の対処等に取り組むことを表明しております。すなわち、国の責任において、エネルギー政策を推進するということでもあります。

エネルギー政策の基本は、石油ショックの経験から明らかのように、国民生活、経済活動に不可欠なエネルギーの量的安定供給を図ることでもあります。また、エネルギー価格の安定性向上にも配慮が

必要であります。

我が国のエネルギー供給構造は極めて脆弱であり、その安定的供給の実現は、世界のエネルギー需給の安定化の実現と不可分であります。また、地球環境問題、特に地球温暖化問題に対して、エネルギー政策最大限の対応が必要であると考えております。

○8番（田口幸一君） ただいまの笹山市長の答弁で、このエネルギー政策というのがよくわかりました。最後のあれで、この原発再稼働に賛成されますかということについては答弁はなかったんですけど。

○市長（笹山義弘君） 私に課せられたというのは、市民の安全安心を守るということの中には、この安定的にエネルギーを供給する、そのことによって、日々の生活を維持するという意味もございます。したがって、私の立場から、原発を賛成するか、反対するという立場にはないというふうに考えております。

○8番（田口幸一君） よくわかりました。市長の心のうちは複雑かと思えます。

それでは、段差の解消について、これはもう3つほど一問一答でやろうと思いましたが、一括してやりますので、関係者は答弁をお願いいたします。

始良地区、加治木地区、蒲生地区で、具体的にどこがバリアフリー化になっているのか、2つ目は、予算はどのようになっているのか、今までに事故が発生したのか、あればそれを説明してください。

○議長（湯之原一郎君） 田口議員、あくまでも一問一答でお願いします。

○8番（田口幸一君） 一問一答。

○議長（湯之原一郎君） はい。

○8番（田口幸一君） それでは、1問目からお願いします。

○建設部長（岩穴口弘行君） 建設部関係で申し上げますと、道路整備で、始良地区で、森船津線、それから、始良駅前通り線、菅原東線、菅原線、加治木地区で、岩原本通り線、木田本通り線、それと、下久徳船津線、それと、県道の川内加治木線、支所周辺の歩道をマウンドアップからセミフラットという段差のない歩道に改良しております。それと、公園のトイレを改修しているんですけども、その施設をバリアフリー化というふうな形で施工しているところでございます。

○8番（田口幸一君） 予算についてはもう削ります。今までに事故がこのバリアフリー化によって発生したのか、あればそれを説明してください。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 市民生活部の生活安全係の中に、交通災害共済保険という制度がございますけれども、その中では、これまでそういう段差によるものというのは事例がないようでござい

ますが、あとは、民間のいろんな保険がありますので、その中では、可能性はあると考えておりますけれども、数としては把握ができない状況でございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） あと3分19秒か。年金について移ります。一問一答というのは難しいです。国民年金の平成26年度末の1人当たりの受給額、また、始良市の総受給額は幾らになっておりますか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

老齢基礎年金及び老齢年金の1人当たりの平均年金額は67万315円となっています。始良市の総額といたしましては、約130億8,000万円となっております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） あと2分余りですが、次は国民年金のことはやめて、厚生年金です。支給状況は、これは、加治木の社会保険事務所で調べればわかることですが、厚生年金の支給状況はどのようになっていますか。

○保健福祉部長（諏訪脇 裕君） お答えいたします。

おっしゃるとおり、社会保険事務所からいただいたデータでございますが、2階建て部分にあたる厚生年金の老齢給付の1人当たりの平均年金額は約52万5,000円となっております。始良市の総額といたしましては、約97億7,000万円となっております。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 時間内で終わりたいと思います。まだたくさんありますけど、私が回ってみて一番市民の関心が高かったのは、この年金についてでした。

最後に市長にお尋ねをいたします。市長会等でこの年金について、国民年金、厚生年金、共済年金等について、市長会等で国にどのように働きかけをしておられるのですか、また、活動をしてこられたのですか。

○市長（笹山義弘君） 市長会には数々のテーマが、まず事前に上げられて、それを精査しながら、鹿児島県の市長会としてどのように上げていくかということが論議されるわけでありましてけれども、今まで私が就任した範囲では、このことが議題となって市長会で、九州市長会、全国市長会に上げるという議論はなかったところであります。

○8番（田口幸一君） 以上で、私の一般質問を終わります。懇切丁寧に答弁いただき、ありがとうございましたというのは禁句になっておりますけど、素直にありがとうございましたを申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで田口幸一議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時20分から開きます。

(午後0時13分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時16分開議)

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

20番、鈴木俊二議員の発言を許します。

○20番（鈴木俊二君） 登壇

皆さんこんにちは。第3回定例議会一般質問初日4番目のお昼から一番目の一般質問となります。座席番号20番の鈴木俊二でございます。

疲れの出る時間帯ですが、元気に頑張っていきたいと思っております。また傍聴席の皆様、本日は傍聴にお越しいただきありがとうございます。心からお礼を申し上げます。最後までどうぞよろしく願いいたします。

それでは通告に従いまして質問をいたします。

質問1、地元商工業の活性化（空き店舗対策）について。

質問の要旨、（通称）イオンタウンの工事が始まり、来年春に開業を控えている。多くの市民の皆様は、大きな期待を持って来春を待ち望んでいると思う。しかし、地元の企業、商店では、（通称）イオンタウンの開店による影響で、先の見通しが立たない状態である。また、生き残るためにと新たな事業を考えても、人出不足で人材確保できず苦戦を強いられている。商工会では、地元商工業の活性化のためWAONカードの取り組みや、資質向上のための講習会などを実施し、また中心商店街でもいろんな努力をされているが、現状では限界があり、このままではイオンタウンの開業によって地元企業の商店の売り上げは減少傾向が激しくなる。また、商店街の賑わいや人通りの面でも町の活気が一部に集中してしまい、町全体の活力が失われて行く。

また、市内のあちらこちらで空き店舗、空き事務所、さらには店舗跡の空き地などが目立ち、地元商工業の活性化は喫緊の課題と言える。中小企業庁が平成25年3月に公表した商店街実態調査報告書によると、商店街の空き店舗数は平均6.0店舗、空き店舗率は14.62%と平成15年度以降、全国的に空き店舗率は増加傾向にある。

そこで、以下にお伺いします。

(1) 空き店舗活用に対する補助金の活用状況はどのようになっているか。

(2) 本市の空き店舗の状況はどの程度で、また今後変化していく状況をどのように把握しているのか。

(3) 商店の廃業状況や撤退理由は、どう分析しているのか。

(4) 長期的に今後の景況状況を把握するため、イオンタウンの開店前、開店後の各商店の景況状況や、顧客の動向、商品価格の変動などについて本市独自で調査を実施してはどうかと考えるが市長の考えをお伺いします。

次に、質問2、桜島大噴火への対応など災害時の行政対応の充実について。

質問の要旨、5月の29日口永良部島の新岳で噴煙が火口炎上9,000mも上がる爆発で噴火が発生した。火砕流も発生し、新岳火口の南西側から北西側の海岸まで達している。そんな中、2名ほどの要

救護者が出たものの死亡者は出ず、島民、来島者140名ほどが当日の夕刻無事に避難できたのは公示の力も大きかったが、住民の皆様の高い防災意識による自助、共助の行動があったからこそなし得ることだと考える。

また、8月15日に桜島の火災噴火警報が4に引き上げられた。最近では噴火警報も3へ引き下げられ、通常桜島の姿へと落ち着いてきたとはいえ、当時は火山性地震が多発し山体の膨張した状態が続いていた。最近の新聞報道によれば対象級クラスの大噴火の可能性が以前より増したとのことで、ここ数年から10年と考えるべきだとのことである。近い将来、もし大噴火した場合、風向きによっては大量の火山灰が始良市に飛来する可能性があり、農作物の被害や交通マヒなどの災害が発生することが考えられる。国や県そして周辺自治体と協力しながら十分な準備をお願いしたい。

また、8月24日未明の台風15号の接近は、始良市では合併後初めて大きな被害をもたらした台風だった。非常に強い風が吹き、瓦や駐車場の屋根が飛んだり、また各地で停電が発生、特に中山間地域では停電が長続きし日常生活に支障が出るなど、被害に遭われた方も多く、被害を受けなかった方も恐怖を感じた方が多かったのではないかと思う。

我々の日常生活の中で住宅火災を含め、いろんな災害がいつ起こるかわからない。台風、地震、竜巻そしてゲリラ豪雨など垂水市で発生した土石流は記憶に新しい。いつ発生するかわからない予測不能な自然災害や住宅火災などについて当市の地域住民の皆様にも自助や共助の力を高めるため、常に防災、減災の意識を持っていただく必要があるのではないかと考える。

そこで重要な役割を担うのが、自主防災組織ではないかと思うが、そこで以下についてお伺いします。

(1) 桜島の大噴火に対しての対応は、現時点でどのように考えているのか。

(2) 11月5日の津波防災の日に防災訓練を予定していると聞くが、訓練の目的、想定内容また訓練内容について示せ。

(3) 口永良部島の島民の皆様様の避難状況について、どのように分析しているか、また、当市に学ぶべきものは何か。

(4) 自主防災組織について結成率の推移及び現在の状況はどうなっているのか。また、近隣自治体と比較して今の状況をどのように分析し、今後あるべき姿がどうあるべきかお伺いします。

(5) 平成26年地域防災推進委員は鹿児島県内に501名認定されているが、この地域防推進委員の役割についてどう把握し、その知識をどう活用しているのか。

(6) 防災マップについて、避難所と避難箇所等の記載はあるが、ゲリラ暴雨時などの冠水場所等の記載がなく、避難時に支障を来す恐れがある内容であると思うが考えをお伺いをいたします。

以下は、質問席より行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

1問目の地元商工業の活性化(空き店舗対策)についての1点目と2点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

空き店舗活用に対する補助金の活用状況につきましては、昨年度3件、本年度は既に3件の利用があり、ほかに6件の相談を受けております。

これは、本年7月に補助制度の要件緩和を行ったことによる効果であると考えております。また、

本市の空き店舗の状況につきましては、市商工会が実施した商店街実態調査によりますと、本年6月30日現在、調査対象となっております商店街、通り会における空き店舗率は20.8%であり、昨年の調査と比較しますと、1.7ポイント空き店舗率が減少しております。

このことから、今後における空き店舗の状況につきましては、（仮称）イオンタウン始良の開業に伴い、交流人口の増加が見込まれることから、市商店街空き店舗活用事業補助金制度の利用促進を積極的に行い、その事業を活用してもらうことで、空き店舗解消につながっていくものと考えております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

商店の廃業状況や撤退理由につきましては、市商工会で把握されている廃業者一覧の廃業理由によりますと、売上不振によるものがその半数を、事業者の高齢化によるものが約2割を占めており、売上不振の内部的な理由といたしましては、事業者の高齢化によるものも多く含まれているようであります。

4点目のご質問についてお答えいたします。

（仮称）イオンタウン始良の開業による、市内商工業の景況把握等につきましては、必要なことだと考えております。このことは、地元企業、商店の支援を担っている商工会との連携が必要であると考えことから、これまで以上に商工会との連携を密にし、調査及びその方法について検討してまいります。

次に、2問目の桜島大噴火への対応など災害時の行政対応の充実についての1点目のご質問にお答えいたします。

本年8月15日に、桜島が噴火警戒レベル4に引き上げられたことで、県と鹿児島市では災害対策本部を設置し、同日午後4時50分に、火口近くの3つの地区に避難勧告を発令し、厳重な警戒監視体制をとっておりました。

その後、鹿児島地方気象台は、9月1日午後4時に火山性地震の激減、山体膨張の変化及び観測数値等により地殻変動が起きていないことで、気象庁の規模の大きな噴火の可能性は低下しているとの見解を踏まえ、これまでの噴火警戒レベル4からレベル3に引き下げられました。

これに基づき、県と鹿児島市は、災害対策本部を解散し、あわせて鹿児島市においては避難準備情報を解除しました。本市におきましても、噴火警戒レベルが4に引き上げられた時点で、情報連絡本部を設置し情報収集を行うとともに、隣接する自治体及び鹿児島地方気象台をはじめとする関係機関と、相互連絡・連携強化に努めておりましたが、噴火警戒レベルが引き下げられた時刻に、情報連絡本部を解散いたしました。

市といたしましては、今後も、注意深く動向を見守るとともに、情報収集に努め、市民の生命、身体の擁護を第一に考え、あらゆる被害を想定するとともに、県や周辺自治体とのより密接な連携・強化に努めてまいります。

2点目のご質問についてお答えいたします。

市におきましては、隔年で総合防災訓練を実施しており、本年11月5日に蒲生大楠運動公園球技場と、その周辺をメイン会場として、今年も頻発した大雨、台風等による土砂災害を訓練のメインテーマとして実施いたします。

今回の訓練は、各防災関係機関と市民等が、相互に緊密な連携を保ちながら、情報伝達・共有、避難誘導、避難所運営、救出・救護等、災害応急対策を迅速かつ的確に、防災体制の確立強化に取り組

むことを目的としております。

また、市民への防災思想の普及、防災意識の高揚を図り、自助・共助・公助の効果を最大限に発揮できるように総合的な訓練を計画しております。

訓練内容については、情報伝達・住民避難・画像伝送・避難所炊き出し・ライフライン復旧・通行障害除去・救援物資輸送・空中物資輸送・孤立者の引き上げ救出・県ドクターヘリ搬送などの各訓練を実施することとしております。

参加機関につきましては、消防、自衛隊、警察、医療機関、そして、今回は九州救助犬協会にも参加要請をしております。

3点目のご質問についてお答えいたします。

本年5月29日の口永良部島の噴火は、これまでの噴火警戒レベル3からレベル5の避難に一気に引き上げられました。避難に関しては、島外避難指示から約5時間での全島民避難完了は、離島であり空港がなく、海路での避難手段しかなかったことを考慮すると、迅速な対応がなされたものと考えております。

また、噴火時に火砕流が発生しておりますが、口永良部島の地形の関係で、火砕流が手前でせき止められ、県消防防災ヘリコプターで搬送された2人の体調不良者を除いては人的被害がなかったことも、不幸中の幸いであったと考えております。

島民の方々は、日頃から噴火があった際の、避難場所、避難経路などが定められており、迅速かつ的確な避難行動につながったものと考えております。

4点目のご質問についてお答えいたします。

自主防災組織の結成率は、近隣自治体と比較をして低い結成率ですが、前年度と比較しますと、わずかではありますが増加傾向にあります。これも市民への防災思想の普及、防災意識の高揚がなされてきているものと考えております。

防災体制の共助として、最初の組織に挙げられるものが自主防災組織であり、今後は、校区コミュニティ協議会単位に編成することとし、共助体制の充実・強化を図っていくべきと考えておりますので、組織率の向上を図られるよう検討してまいりたいと考えております。

また、11月の総合防災訓練には、蒲生地区の自主防災組織にも参加していただき、市内の自主防災組織の一層の普及促進を図ってまいります。

5点目のご質問についてお答えいたします。

地域防災推進員は、市民参加によって災害に強いまちづくりを総合的に進めるために、自主防災組織の結成、運営のための助言・指導、活動体制の活性化、自主防災組織間のネットワーク形成などの役割があります。

この地域防災推進員は、県が主催する地域防災リーダー養成講座を修了した方を地域防災推進員として認定しております。本市におきましても、女性消防団員など多くの方々が防災啓発活動に尽力されております。

6点目のご質問についてお答えいたします。

現在の防災マップは平成23年度に作成したもので、避難所、危険箇所をはじめ、公共施設、主要道路が記載されております。平成25年6月の災害対策基本法の一部改正に基づき、土砂災害ハザードマップ、津波浸水ハザードマップの作製を計画しておりましたが、昨年11月の土砂災害防止法の一部改正、また本年4月の土砂災害警戒避難ガイドラインが示されたことにより、これらの法令等に基づき

検討し、作製していきたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○20番（鈴木俊二君） ご答弁をいただきまして、それでは、質問1から順次再質問をさせていただきます。

まず、商店街の補助の適応が昨年度が3件、本年度が3件、あと6件がご相談と、合計9件補助できそうだとところで、すばらしい成績、大きく昨年が変わったなというような状況ですが、まず、昨年の3件の方々ですが、まだ元気に営業はされていますでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

昨年の3件につきましては、加治木地区では2件、東餅田が1件ということでございまして、現在も引き続き営業はされています。

○20番（鈴木俊二君） ぜひとも末永く頑張っていたきたいと思いますが、昨年度にしましては、3件ということで、案外私が市内を車で走っているだけでも多くの店がそれ以上に開店されているところがあったのかなと思っております。ことしに入っても何件か新しいお店、飲食店が中心になってくるとは思いますが、開店されているのではないかなと思っておりますが、その点、ことしの4月以降どの程度開店されているかというのは、把握はされているでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） 空き店舗の相談件数については、把握しておりますけれども、そのいわゆる全体の開店数というところはちょっと把握しておりません。

○20番（鈴木俊二君） 多くのお店が開店をされた中で、今、昨年3件、今のところ3件と、この3件というところで、もう少し多くの方に使っていただきたいものではないかなと考えてはいるんですけども、その使えなかった理由と言いますか、使わなかったのか、使えなかったのか、知らなかったのか、その原因についてはそれぞれだろうと思うんですが、ただホームページで確認させていただきましたが、7月の1日から範囲が50mから100mに広がったということで、ことしもあと6件来ているというお話ですね。少しでも多くの方に活用していただきたいと思っておりますが、今後この50mから100mに緩和した店舗活用補助金、対象条件範囲が広がったことによって今後の見通し、またそのほか別に対策等は何か考えてらっしゃることはありますでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

今回、今年度になりまして6件の相談があったということなんですけれども、その相談内容をみましてもやはり商店街のその範囲を50mから100mに広げたことで、また該当件数も出てきているようございまして、これを今周知もいたしておりますけれども、今後とも商工会なり通じて制度の周知を図りながら、できるだけ多くの方に活用していただくという方策をとって行きたいと思っております。

○20番（鈴木俊二君） そうですね、できるだけ多くの方に活用していただきたいと思うのですが、

市内の空き店舗数相当数あると思いますが、大体、目標値的なものは。目標値ですか、今空き店舗が100あれば30は埋めたいとか、そういう目標値的なものは今持ってらっしゃいますでしょうか。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

先ほどの市長の答弁にありましたけれども、今、調査をしているところでは20%程度というところでございますけれども、具体的な目標数値というのは設けておりませんが、全国の調査からしまして今回のこの商店街の調査は限られた地域でございまして、全体的にいけますと、またやはりふえる可能性があるという中で、できるだけこの20%を下回って行けるような形で空き店舗対策を進めばなというふうに思っております。

○20番（鈴木俊二君） ちょっと私がホームページ上で調べたデータなんですけれども、ちょっと距離ありますが、中部経済産業局の市町村及び商工会議所等に対するアンケート調査、これにいろいろ出店する、空き店舗ができる理由の内容なんですけれども、まず出店希望者がいないというのが60.8%、空き店舗の所有者に賃貸意思がないというのが50%、地域環境が合わないというのが45.5%、物件の条件が合わないというのが37.8%が多くなっています。また、地域環境が合わないという中で人通りが少ないというのが87.7%、住居人口が少ないというのが40%、物件の条件が合わないという中では、賃料が高いというのが66.7%、駐車場がないというのが61.1%、複数回答ですがこういうデータが出ております。

その中で非常にいろんな厳しい状況あるので、今の空き店舗の家賃、補助だけではちょっと空き店舗埋めるのは難しいなと考えるところがありまして、3点ほどご提案をさせていただきたいのですが、まず、1点目、起点の商店のお店の皆様に対しまして、今現在、国の対策で小規模事業者持続化補助金という補助金がありますが、そのような形で投資独自で商業振興や地域活性化という点から店舗改装費や看板製作費などの補助を行うことを検討してみたらどうか、というのが1点目。

2点目に新たな出店者に対する方々に対しまして、空き店舗を活用して家賃、改修費、宣伝広告費などまで、できるだけきめ細やかな補助することを検討したらどうか、また、市が店舗を借り上げて改装し、その後にお試し店として期間限定で新規の方に貸し出す方法は検討してみたらどうか。

3点目に、商業の目的以外の空き店舗の利用法といたしまして、現在子育てサロンとしまして、あいあいやかじきつずがありますが、もっと住宅の近くにもっと身近なということで子育てサロンを空き店舗を利用してつくってはどうかと、また高齢者の福祉介護施設をつくる、また認知症の人のためにそのご家族の方、地域住民の方、また専門職などの方々に集まっていただき、いろんな悩み相談などを行う場所、いわゆる認知症カフェという言葉がありますが、そのようなものをつくる事業展開や補助制度などを検討してはどうかという3点を考えてみました。

いろんな意味で、現在の店舗の支援、空き店舗出店者のきめ細やかな支援、またお子様や高齢者に対しての優しいまちづくりのための支援、この3点という形で提案をしたいと思いますが、今の家賃だけの現状を考えると非常に厳しいと思います。

このような新しい目線で物事を考えて行くべきだと思いますが、いかがお考えになりますでしょうか。

○市長（笹山義弘君） 事業者と言いますか、事業を起こしたいという企業ですか、そういう意識の若

い方々がそういう気持ちになっていただく、まずそのことが大事だろうというふうに思います。

また、受け入れる環境とすれば、まず開業当初はやはり固定費の中で家賃の占める割合が大変大きいわけでありますから、そういう意味で今、家賃補助という形で挑戦する意識のある方がしやすい環境をつくるということであろうと思います。

あくまでも、この個店であっても、その商店街であっても、やはり意欲を喚起しやすいいろいろな施策、これは公助的なことだけではなくて、行政と一体となってそのような取り組みがしやすい環境していくということは大切であると思いますから、種々のことについては担当が答えをしますけれども、今後とも、その辺はつなぎになっていただくのは商工会であろうと思いますので、ここらの定例会とかいろんな場を通じて、どのようなニーズがあるのか、ということを探って行きたいというふうに考えております。

○20番（鈴木俊二君） 確かに、相手のあるその若い方々でしょうか、仕事に対する意欲ある方々に頑張っていたかかないといけないのは確かにありますので、そこも含めて、いろんな考えを柔軟にもっていただいて進めて行っていただきたいなと思っております。

最後に4番目のアンケート調査と言いますか、景況調査の件だったのですが、まあ必要だと考えていただいているということですので、大変これは私にとっても嬉しいことだなと思っております。

一番、我々の足元を見るためには、このデータというのが一番大切なものだろうと思っております。かつイオンが開店する前と、開店した後その後数年間というところが多分、劇的に数値が変わって来るんじゃないかと想像ができます。ですので、是非こちらは早めにスタートしていただいて開店前のデータを一度とっていただきたいなと思っております。

鹿児島県が以前より買い物調査というのをやっておりますが、これはあくまでも消費者の方々、一般の方々の消費される方々のデータをもとにして集計をされております。ですので、今回私が提案したいのは、業者側からの状況というのをしっかり含めてしていただきたいなと考えておりますが、その辺はお考え一応、必要だということですが、検討してまいりますということですが、今年度中と言いますか開店までに何かのアクションが起こせるような状況なのでしょうか、お伺いいたします。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

結局、イオンタウンの開業時に伴う景況調査につきましては、当然必要なことだろうと思っております。まして、現在、今調査として考えておりますのは、商工会のほうで今回のイオンタウン開業に向けての影響というものを、やはり重く受けとめて、これは交流人口でまた人がふえてくるということもあります。それに対する影響、好影響というのもあるかと思っておりますけれども、そういった意味で調査を計画してらっしゃるということでございますので、まだ実施の時期に関しましては、決まっておりますけれども、商工会のほうと連携しながらそういった調査を進めていければというふうに思っているところです。

○20番（鈴木俊二君） そうですね、ぜひ商工会に関しましては、私も少しは意見を言える分もあると思いますから、それも含めまして進めて行っていただければと思います。

ここで初めての試みですが、写真をお願いいたします。現状の今、何店舗か空き店舗状況を写真に

収めてまいりました。こちらは、港町にある空き店舗です。元々はラーメン屋さんだったと思うのですが、今、家主の方が大分にいらっしやいまして、ほぼ帰って来られないということで不動産屋さん任せですので、全く借りの方がいらっしやらないということで、十数年来この形のままになっています。

プラスこちらがその近くにあるタバコ屋さんだったんですが、高齢のために夫婦お二人とも施設に入られて今空き家状態になっているということです。

こちら、私の家の隣なんですが、自動車の整備工場さんだったんですけども、こちらも撤退されてここ3年ほどただの駐車場になっている状態で、非常に寂しい状態になっております。

こちらが、これも10年ほど前でしょうか、鉄鋼屋さんの跡です。まだ中央の部分にはアスファルトが塗られてない跡の残ったままの状態、放置の状態になっておりまして、違法駐車なのか、借りられてるのかわかりませんが、通常この状態になっております。

これは、極めつけです。私の家の前なんですが、空き店舗になりまして1年ほど、2年ほどたっておりますが、台風でこの状態です。直す方もいらっしやらなかったんですが、ようやく先週の末にははずされて、きれいに今なっておりますして家主の方も90歳を越えてらっしやいまして、ほとんど借りる方を探す手だてがないという状況になっております。

写真をお消し結構です。

こういう状況で、非常に暗い状況が見られると、町のあちらこちらで見られるという状況です。以前、商工会が加治木町商工会だったころ、加治木工業高校の生徒たちと商店の活性化に向けてプロジェクトを行ったことがあります。そのときに学生の一人から、町に色が無いと言われました。町に輝きが無く、活気が無いとはっきり言われました。非常にショックだったのを覚えております。今の状態はそのとき以上に寂しい状態になっているのではないかなと思います。

時代は常に変化をしています。でも、今写し出しましたお店は、今の支援の方法のままでは、きっとこのままこの場所にあり続けるのではないのでしょうか、そのように思っています。

今後、始良市のさらなる発展のために地域の経済、産業構造などを正確にとらえて始良市の特徴や強みを生かした人と物とお金が市内の隅々まで循環する構造に変えて行かなくてはならないと思います。

今、始良市は今のところ人口は微増しているとはいえ、全国的に人口減少に入り、地域経済を取り巻く環境がどんどん変わって来ています。その中、最後にこの質問をお聞きしますが、実効性のある地元商工業の振興策や雇用促進策を行うにはどういった視点で、またどういった手法が必要だと認識をされているのか、またその方向性についてお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 商店街の衰退というのは、全国的な現象でありまして、一つにはモータリゼーションの発達ということで、郊外店、大規模店にそういう吸収されてしまうということもあったということですが、もう一つは消費の傾向として娯楽型に変わってきたということも、まああるということでもあります。

今後、イオンタウンを招致した、そのことは、まず交流人口をふやそうということではありますが、今後の考え方としては、イオンタウンさんが一人でいろいろということではなくて、できるだけ地元を巻き込んだ形でいろいろと進めていただく、そのことを行政としてもしっかりと今後とも口を酸っぱく申し上げていきたいというふうにも思います。

また、この事業のあり方というところをしたときに、必ずしも立地ということだけではなくて、個性と言いますか特徴を出して広く集客をするお店もあるということですが、まあしかしそうであっても、なかなかシャッター通りになると町全体が暗くなっていくということですので、要は地主さんがその貸す意思に気持ちになっていただける、それも安価な形で貸していただけるような状態をつくっていくということだと思います。

従来であれば行政は民事不介入というようなこと、まああるわけですが、いろいろな制度をいろいろ駆使することによって、そこに関わっていただくということも可能かと思えます。

したがって、その辺の例えば空き店舗の改修についても、設備費だけではなくてその後の運転資金についても融資保証方式をとりましたので、それらのことも含めて広く広報しながら、とりあえずチャレンジしてみないかという形のそういうことを働きかけて行くと言いますか、いろんなところで目に触れていただけるようなことをして、開業の1年ぐらいいは大変ですから、そういうところをできるだけお手伝いできる、どういうことができるかということも探って行ければというふう考えているところです。

○20番（鈴木俊二君）　そうですね、イオンタウンが完成、開店した後は、悪いこともありますが悪いくだけじゃなくて、とてもいいこともいっぱい起こるんじゃないかと思っておりますので、その辺はまた商工会と市とまたそこで仕事をされる皆さんと力を合わせて前へ進めていただければと思います。

では、次の質問にまいります。

桜島の大噴火などへの災害地への行政体への充実につきまして、まず1番目の質問の桜島の対応につきまして、いろいろと今回4に上がった、3に下がったというところで急激に8月の15日だったですかね、午前10時何分だったと思いますが、急に3から4に上がったと入ったということで、ばたばたされたらと思うんですが、8月15日から今のこの段階までいろんな状況があったと思いますが――失礼しました。

今の公助として危機感の危機管理のあり方として、今回のこの桜島の3から4に上がって、また4から3に下がって、かつ少し大きな噴火があるよというような報道がある中で、この流れをどのように分析して、今後どのように対応していく予定なのかを、まずお聞かせください。

○危機管理監（堀之内 勝君）　お答えいたします。

今回の桜島の警戒レベル4に引き上げられた時点で本市におきましては、災害情報連絡本部を設置し、气象台から発表される情報等の収集、また関係機関との連携、それを行ってまいりました。

今後、またレベルが4ないし5に引き上げられた場合、始良市としてもやはり警戒本部もしくは災害対策本部の設置が必要ではないかと思えます。その中でも、やはり大きな爆発が起こりますと、始良市内へも風向きによっては大量の荒廃が飛来する可能性もあり、その対策も必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○20番（鈴木俊二君）　桜島大噴火に関しましては、いつ起こるかわからないという状況でもありますので、しっかり関係自治体との連絡を取りながらしっかり準備をしていただきたいと思います。

たまたま、今回の一般質問の提出期限の次の日ですか、台風15号が接近をいたしました。9月4日の全協のときでもお話をいただきましたが、人的危害なく幸いだった部分もありますが、冒頭で申しましたように北山、木津志、漆、白男などでは停電が長く続いた状況だったですね、写真をお願いいたします。

たまたま、これ北山で私が用事で通りかかった時に倒れかかった木がありましたので写真を撮ったんですが、完全にこれは電話線だったと思いますが、のっかった状態でいつ切れるかわからないというような状況でありました。これだけでも、それ以外でも木がだいぶ倒れたのを片付けられた後があったんですが、こちらはもう一つ写真は、先輩議員の神村議員よりいただきました。九州電力さんからいただいた写真をまた写真を撮ったんですが、電柱がこの状態で折れているというような中山間地域の山の中では、そういう風が吹いたというのがおわかりいただけるのではないかと思います。

その中で3日で逆に言えば3日で停電が直ったというのは、九州電力さんもすばらしく活躍していただいたんだというのがわかるかなと思いました。

この台風ですね、合併して初めての大きな災害になったのかと思います。その中で本部への情報伝達やまた市民への情報伝達等々も含めましてスムーズにいったのか、何か問題点があったのか、反省点等があればお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 今回の台風15号はご報告申し上げましたように、倒木による被害が長期化して停電が約3日ほど続いたということではありますが、その中で九州電力さんへの問い合わせの電話がつかないということから、消防を初め危機管理のほうにも相当数の電話がきたところであります。そういうことから、今後の大規模なこういう発生した場合にいつに復旧というのが一番求められるのですが、そこは難しいにしても、一番被害がどういう状況が出て、その電線がということだけでなく、今回のことは倒木によりまして、電線もやられましたけれども、道路も封鎖された状況であります。そういうことから、九電ともちょっと話をしておるわけですが、九電一つにその業務を全部するといっても電線を復旧する前に道路を開けないといけないということが今回出ました。そういうことから、今、市のほうも建設同志会などと災害協定組んでるわけですが、この仕組みをさらに踏み込みまして、九電とどこが封鎖されていると、そこを班編成みたいな形をかけて道路の解除と言いますか、その辺をさきにする仕組みをやはりつくる必要があるだろうと、始良市内で足らないとすれば、近隣のからも応援を求めるなどして、そこはもう行政と九電とそしてそういう業界が一体となつてする必要のあるということの反省点が出たところでございます。そういうことから、いつ、どのような形で組めるかわかりませんが、そういう三者的な連携のこともする必要のあるということが話出るところでございませう。

○20番（鈴木俊二君） まだまだ9月入ったばかりで、台風シーズンは続きますし、また18号だったですかね、またできたということでもありますので、今後また同じような台風接近がいつ来るかわからないという状況ですので、できるだけ早く精査をしていただいて、協定なりしていただければと思います。

9月4日の全協のときにお話していただいた中で避難所のあり方について少し思ったんですが、開設時は連絡があったけども、解散時は何も連絡がなくて安全なのかどうかわからなくて帰れなかったというお話が全協でも出たと思いますが、職員のいる避難所、いない避難所がある、自治会に依頼し

て開設していただいた避難所には職員がいないということでもよろしいのでしょうか。

私、当然、避難所には誰か責任者が必ずついてるもんだと思っておりましてので、正直びっくりをいたしましてるところです。避難所というのはある意味では災害の最善基地っていう言葉、おかしいでしょうけども、一番情報が集まってくるころなのかなと思います。そして、そこに避難している方は、一番不安な方がいらっしゃるわけですから、一早い現状の状況を把握するために誰か必要な責任者の方が必要でかつ、またその他いろんな情報を避難者の方に伝えるというためにも責任者が必要ではないのかなと思ったりもいたします。

この辺でまた、台風ですと1日もしくは半日というような避難状況になるかと思いますが、その他の何が起こるかわかりません、大きな災害で長期の避難となるかとも考えられます。そういうことに関しまして、今後の避難所のあり方についてこのままでいいのか、いいんだろうかと一つ私、大きな疑問があるんですが、その辺の認識についてお聞かせください。

○危機管理監（堀之内 勝君） ただいま避難所の件につきましては、現在再検討をしているところであり、各種災害に適應できる現在の避難場所が妥当であるかというのも今現在検討しているところであり、まだ今後、台風等発生した場合、適切な避難所を開設用にしたいとは考えております。

以上でございます。

○20番（鈴木俊二君） 全ての災害等々をワンパッケージで全て一緒にということは、なかなか難しいとは思いますが、その辺、今回のいろいろなことを精査していただいて検討を深めて行っていただきたいと思えます。

2番目の防災訓練についてに入りますが、防災訓練いろいろと大がかりにいろいろな方、関係各機関にお願い参加をしていただいて訓練をしていただくと、またするということで、大変すばらしいことだと思います。これも2年前にやられて、今度またことしやられて、次の予定というのはまたその2年後という形で考えてよろしいのでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

本訓練は隔年で実施する計画としております。

以上でございます。

○20番（鈴木俊二君） 隔年でも続けることが大切だと思いますので、しっかりこちらのほうはいろんな想定をしながら、しっかりと続けて行っていただきたいと思えます。

また、特にこういう訓練をするときには、今回もそうですが地元の方に参加していただく、できましたら子どもさんに多く参加していただければよりいいんではないかなと思いますので、その辺は検討していただきたいなと思えます。

少し、この訓練のその前の話になりますが、緊急連絡網につきましてお聞きしたいんですが、台風が来ます、避難してください、これは今のところ防災無線も使われて、いろんなものを使われされてると思えますが、防災無線に関しましては皆さんご存じのとおり、なかなか聞こえないという話が出てきております。もちろん、いろんな手段を使われて連絡網、形をつくられてると思っておりますが、防災行政無線以外に使われているものに関しまして何かあるかお聞かせください。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

本市が活用しているものには防災地域情報メール、MBCのデーター放送、各携帯事業者のエリアメール等がございます。

以上でございます。

○20番（鈴木俊二君） いろいろ駆使をしていただいて、これだけすれば100%の人に伝わるということは、なかなかないと思いますので、一人でも多くの方に緊急連絡網が瞬時に伝わるように努力をしていただければと思います。

次のほう行きますが、口永良部の避難のことに关しましてですが、8月6日に平成27年度鹿児島県市町村防災研修会に市長出席されておりますね、そこで口永良部の噴火やゲリラ豪雨などについて話は聞いて来られてると思います。

そこはちょっとさかのぼりまして、フェイスブックで確認をしたんですが、5月の13日、土砂災害防止の集い2015にも出席をされておりますかね、その中で平成25年9月に発生した松原の造成地区の土石流災害等の講演をされてます。そのときに今回の口永良部島、荒木屋久島町長、平成26年8月3日の新岳の噴火のお話を聞かれたと思います。そのあと、実際5月の29日に口永良部噴火し、そこで奇跡とも言われたすばらしい住民の方々の避難があり、そして8月の6日に研修会を受けられて、そしてこの8月24日の台風の接近と、まあここいろいろ勉強をされて被害があつてと繰り返してというような状況であったんですけども、その中で市長が感じられたこと、また公助としてしっかりここ押さえなければいけないなと感じられたこと、そのような所感がございましたらお聞かせください。

○市長（笹山義弘君） 私の講演と言いますか、話しの後に荒木町長さんがその噴火に対する備えというようなことで話をされたわけではありますが、その発表なさる以上は、それなりの準備をされて話をされたというふうに聞きました。したがって、たまたまですけれども、その発表をするための町内の準備にかかられた一つと思います。そのことが結果として実践に結びついたら、大変いい結果であったと、そのことは、あともう一つは避難所が1つは指定あったんですけど、その建屋がなかなか使づらいということでNTTの施設だったと思いますが、それを改修してというようなことで進めてらっしゃったんですが、そのことも一つは功を奏したのかなと、まあしたがって東日本震災の時もそうでしたけれども、いち早く逃げるということが大切であるということを学びましたが、まさに口永良部のことにつきましても、兼ねての備えが大事、訓練を実際やっておられましたので、そのこともスムーズに退避ができたし、人の把握もそういう意味でしっかりおできになってたと聞いています。その全てがいい好条件が重なっていち早い退避ができたんじゃないかというふうに思います。

したがって、始良市においては、この総合防災訓練をするわけですが、その中で実際体験をしていただく、机上であったとしてもどういうふうに連絡を取るとか、逃げるとか、それから先ほど来、校区コミュニティーにその防災の任意を担っていただきたいと申し上げた一つは、自治体も大きな自治体ですと訓練ができるんです。組織も、そういうふうに世話する人もいますので、小さい自治体になりますと、まず不可能だということですから、そこらの小さい自治体のそこらはエリアとして大きくくって、そういったところは校区のそういう訓練をする中で代表的な人が出ていただいて、その

体験をするとか、そういうことも可能になってくると思いますので、そういう意味で全体的にその促進をしていきたいということも考えているところです。

○20番（鈴木俊二君） その一連の流れの中で得られたものに関しまして、今度の防災訓練に生かしていただきたいと思いますが、今言われました自主防災組織と言いますか、住民の方々の自助、共助という意味で、一つデータがありましたのでご披露させていただきたいと思いますが、日本火災学会が出したデータですけども、阪神大震災のとき、生き埋めや閉じ込められた際の救助のデータですけども、自力で助かったという方が34.9%、家族に助けられたという方が31.9%、友人、隣人が28.1%、通行人が2.6%で、自助、共助、自分の力また近所の周りの力で98%の方が助かっております。

こういうことにも相当、その共助、自助という意識の高さが必要ではないかと非常に思うところがあります。

今、結成率に関しましては、若干低めということですけども、これをいつごろまで伸ばすというような目標を持っていただいて、できるだけ早い時期に結成率が100%となるようにしていただきたいなと思っております。

平成26年4月に地域防災計画制度が施行されて、そのガイドラインにも公助、自助の重要性が大きくうたわれておりますので、ご存じだとは思いますが、しっかり進めていただきたいなと思います。

最後に防災マップについてなんですけども、今私が手にしているのが、写真をお願いします。こちらの防災マップエリア3ですね、これがエリア1になります、あとこれが地震の防災マップになります。これだけ、今配られているのはこの3つが平成23年度に配られたものということになるんでしょうか。

○危機管理監（堀之内 勝君） 土砂災害ハザードマップについては、平成23年度に配布をいたしております。あと1枚は、危機管理課のほうでは作成しておりませんので、これちょっと地震防災マップについては、年度はすみません把握しておりません。

○20番（鈴木俊二君） はい、わかりました。とりあえず新しく今度マップをつくられるということで、一つご紹介なんですけども写真をお願いします。富山県の射水市というところのこれは津波ハザードマップなんですけども、どこからどのように水が上がってきますということで矢印が入ってるんですね。ですから、自宅にいる方、もしくは職場にいる方、その方が地震が来たときにどちらの方向に逃げればいいのかというのが、こちらの写真からわかります。ですので、今度マップをつくられるところで、ここに物がありますよ、ここは危険ですよという視点も必要なんですけど、こういう逃げ方もあります、こっちのほうに逃げてください、その辺は危険ですよ、逃げるに対してこの道は危険ですよ、そういうことを記載していただくことも必要なのかなと、これを見て考えたところでありますが、その辺をお聞かせください。

○危機管理監（堀之内 勝君） お答えいたします。

今回計画をしておりますが土砂災害ハザードマップ、津波浸水ハザードマップの作成を計画しております、その中でやはり避難方向、避難経路、そういうのを含めて掲載したいと考えております。

以上でございます。

○20番（鈴木俊二君） 防災とは、自分の大切な人を守ることと、防災の講師の方が言われたとお聞きしました。大変すばらしい言葉だと思います。自助、公助の力による災害に強い地域社会づくりをもっともっと推進していただければと思います。

そのことを申し上げまして、以上で私の質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで、鈴木俊二議員の一般質問を終わります。ここでしばらく休憩します。2時25分から再開します。

（午後2時17分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時24分開議）

○議長（湯之原一郎君） 一般質問を続けます。

次に、10番、本村良治議員の発言を許します。

○10番（本村良治君） 登壇

傍聴席の皆さん、こんにちは。きょうは議会の傍聴にお越しいただきましてありがとうございます。私は、議席番号10番の本村です。

これから、4つの項目について質問を行います。

項目1、イオン開業に向けた道路網の整備と渋滞緩和について。

来年の春、九州イオンが開業の予定である。開業に向けて周辺環境整備を進んでいることは大変喜ばしいことである。今後、交流人口の増加を図るため、最優先課題は道路網の整備である。

要旨1、森船津線の整備の進捗状況はどうなっているか。

要旨2、県道十三谷重富線の車の流れをどう想定しているか。

要旨3、渋滞を緩和するため、道路整備をどう考えているか具体例を挙げて説明せよ。

要旨4、運動公園から高速道路の側道や走路の整備はどうなっているか。

項目2、支援員の勤務実態等について。

市内の学校では、特別支援教育に精力的に取り組んでいる。子どもたちの学習支援にかかわっている支援員の勤務が軽んじられている実態がある。そこで、今回は支援員の勤務実態について具体的に問う。

要旨1、支援員配置の目的に添って、勤務の内容を具体的に説明せよ。

要旨2、4月以降、増加配置の要望は幾つの学校から出されているか。

要旨3、要望の出された校数と、その対応とその結果について、具体的に説明せよ。

要旨4、支援員は職員会に参加しているか。

項目3、小中学校の洋式トイレの計画的な設置の推進について。

子どもたちの家庭では、洋式トイレが普及しているため、排便を自然に行っている。一方、学校では、和式トイレのため我慢して帰宅してから体の不調を訴える子どもがふえている。

要旨1、学校では健康維持のためどんな排便指導を行っているか。

要旨2、子どもが和式トイレの常設により、トイレに行くのを我慢している、この現状をどう考えているか。

要旨3、現在、市内の小学校において、洋式と和式の比率はどうか。

要旨4、現在、洋式トイレが設置されている小学校は何校あるか。

項目4、山野海水浴場の水質保全と国立公園道路整備について。

1、山野海水浴場の水質保全と山野地区の生活排水の処理について。

要旨1、山野海水浴場の水質の保全をどのように考えているか。

要旨2、山野地区の合併浄化槽の普及はどうか。

要旨3、合併浄化槽の普及率向上のため、どのような取り組みを行っているか。

要旨4、海水浴場と集落の間を流れる側溝の掃除と管理をどこが行っているか。

2、環境省なぎさミュージアムの利活用について。

要旨1、来館者は1月当たりどれくらいか。

要旨2、今後の利活用をどう考えているか。

要旨3、NPO法人と連携してイベントを計画する予定はないか。

3、国立公園及び海岸への進入道路の整備計画構想を明らかにせよ。

要旨1、今後の道路整備計画を明らかにせよ。

要旨2、国立公園来訪者用の駐車場整備計画はどうか。

要旨3、あいらびゅー一号の周遊コース、一時駐車場の設置についてどう考えているか。

2問目からは一般質問の質問席から行います。

○市長（笹山義弘君） 登壇

本村議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のうち、2問目の小中学校の支援員の勤務実態等について、3問目の小中学校の洋式トイレの計画的な設置の推進についてのご質問につきましては、教育委員会でご答弁いたします。

1問目のイオン開業に向けた道路網の整備と渋滞緩和についての1点目から4点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

イオンタウン周辺の道路整備につきましては、国号10号へ通じる市道森船津線、イオンタウン北側の市道鍋倉触田線、下深田北線の工事に着手している状況であります。また、県道十三谷重富線から九州縦貫自動車道南側の市道鍋倉触田線へ通じる森山交差点の改良工事は、今年度中に完成の予定であります。

渋滞の緩和や交通事故防止の対策につきましては、イオンタウン、県公安委員会と協議を行っているところであり、先日、信号機や道路標識の改善について文書でのお願いをしたところであります。今後も引き続き、通行車両の誘導、案内板の設置、交通情報の発信などを検討してまいります。

次に、4問目の重富海水浴場の水質保全と国立公園への道路整備についての1点目の1番目のご質問にお答えいたします。

重富海水浴場を含む鹿児島湾奥部は、県知事が生活排水対策重点地域に指定しており、水質は比較的安定しておりますが、恒常的に、判定の目安の一つであるCODが基準を超える傾向にあり、今年、県が実施した海水浴場水質調査では、水質Bの判定となっております。

今後も、県、霧島市、垂水市及び環境関係団体とともに組織する鹿児島湾奥地域生活排水対策協議会や鹿児島市、霧島市、垂水市と組織する錦江湾奥会議において、水質環境保全に対する取り組みを協議し、クリーンアップ作戦や各種環境活動団体への支援を行うことで、水質の改善を図ってまいります。

2番目と3番目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

重富地区の山野自治会と重富団地自治会の世帯数は、本年9月1日現在で654世帯、合併処理浄化槽の普及率は324世帯で49.5%であります。

市におきましては、合併処理浄化槽の普及率向上のために、広報紙や市ホームページにおいて、また環境保全協会始良支部と始良市管工事業共同組合におきましては、それぞれ独自のチラシを作成し配布するなど、市民への普及啓発を図っております。

さらに、合併処理浄化槽の普及促進のために、単独処理浄化槽からの転換に加え、今年度から、汲み取り便槽からの転換に対しても、1基につき撤去処分費9万円を上乗せし補助を行っております。

これらの結果、単独浄化槽または汲み取り便槽からの転換について、8月25日現在で196基の補助金申請があり、普及が進んでいるものと考えております。

4番目のご質問についてお答えいたします。

海水浴場と集落の間を流れる水路につきましては、都市下水路として都市計画課が所管しており、定期的に清掃等を実施するなど、適正な維持管理に努めております。

2点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

霧島錦江湾国立公園、重富海岸自然ふれあい館、通称「なぎさミュージアム」は、本年4月5日に開館し、来館者数は1月当たり約980人とのことであります。

2番目のご質問についてお答えいたします。

なぎさミュージアムは、錦江湾奥部の自然環境の情報発信基地であると同時に、自然と触れ合える拠点施設であり、重富海岸でしか見ることができない希少生物や始良カルデラの独特な地形の歴史など、環境教育、レクチャーに活用できる施設であります。

市といたしましても、子どもから高齢者まで、多くの方々に訪れていただけるようPRしていきたいと考えております。

3番目のご質問についてお答えいたします。

重富海岸につきましては、毎年10月に市観光協会主催の錦江湾あいらびまつりを開催しており、その中で、NPO法人くすの木自然館の協力を得て、干潟の観察や海辺のエコツアーなどを実施しております。

市といたしましては、重富海岸を活用したイベントなどで協力できるものがあれば、積極的に連携して取り組んでいきたいと考えております。

3点目の1番目のご質問についてお答えいたします。

重富海岸へのアクセス道路といたしましては、市道十日町脇元線から市道山野海岸線へのルートがあります。

この路線は、JR山野踏切や周辺の道路幅員、勾配が道路構造の基準を満たしておらず、通行に支障を来している状況であるため、市道帖佐駅松原青木水流線から市道重富団地林田団地線を通るルートを利用しております。

現在、山野踏切の概略の平面計画を作成中であり、今後、JR九州と協議を進めていきたいと考えて

ております。

2番目と3番目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

国立公園の来訪者用駐車場の整備につきましては、重富海岸の観光拠点としての付加価値を高める目的で、本年度において、県の魅力ある観光地づくり事業を活用して整備を行う計画であります。

具体的には、進入路や園地を含め、敷地面積は約4,000m²で、普通車37台、バス4台の駐車スペースと、身障者用駐車スペース2台分を確保する計画となっていることから、あいらびゅ一号の立ち寄りも今以上にスムーズにできるものと考えております。

また、駐車場からなぎさミュージアム入り口への連絡通路もあわせて整備する計画であり、利便性の向上につながるものと考えております。

○教育長（小倉寛恒君） 2問目の小中学校の支援員の勤務実態等についての、1点目のご質問にお答えいたします。

特別支援教育は、平成18年6月21日に交付された学校教育法等の一部を改正する法律に基づき、小・中学校に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対して、適切な教育、いわゆる特別支援教育を行うことが明確に位置づけられております。

それに伴い、障がいのある児童生徒に対する日常生活上の介助や、発達障がい児に対する学習支援を行う特別支援教育支援員が、全国の各市町村において学校に配置されるようになりました。

特別支援教育支援員を小中学校に配置したことにより、通常の学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒に対し、授業中の学習支援や生活自立ができていない児童への食事や排せつ等の生活介助、また肢体不自由児の移動介助等を行うこととなっております。

また、特別支援学級に在籍する児童生徒の学校行事等への参加や授業を受ける際の安全確保においても、重要な役割を担っております。

特別支援教育支援員が学級担任や教科担任などと連携を図ることにより、特別な支援を要する児童生徒が、教育的ニーズに応じた支援を受け、楽しく安全に学校生活を送る環境が整っております。

2点目と3点目のご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

昨年度は小・中学校14校に28人の特別支援教育支援員を配置しておりましたが、今年度は、各小・中学校からの配置要望に基づき、17校に34人の特別支援教育支援員を増員して配置しております。

なお、4月以降、年度途中での配置増を要望した学校はありません。

4点目のご質問についてお答えいたします。

特別支援教育支援員の職員会議への参加については、当該支援員は非常勤職員であることから、職員会議に参加することはありません。

次に、3問目の小中学校の洋式トイレの計画的な配置の推進について。

1点目から4点目までのご質問につきましては、関連がありますので一括してお答えいたします。

基本的に、子どもの排泄にかかる指導については、学齢期に達するまでに、家庭や幼稚園、保育所などでなされるものと考えているところではありますが、小学校入学時においても、学校のトイレの使い方やマナーの指導を兼ねて行うこともあります。

現在、小学校17校のうち15校において洋式トイレが配置されており、和式が430基と洋式が175基で、比率は約7対3となっているところでもあります。

残りの2校については小規模校であり、混雑することもなく、問題なく使用されているものと考え

ております。

いずれにしても、学校では子どもたちに排泄の重要性を認識させ、学校で気おくれすることなくトイレに行ける雰囲気づくりをすることが肝要であると考えます。

教育委員会としましては、学校のトイレを全て和式から洋式に改修する計画はありませんが、個々のトイレの改修や新設にあたりましては、学校からの要望を優先に洋式化を検討し進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

○10番（本村良治君） 項目1、要旨1にかかわって、工事の終了のめどはいつか。工事終了のめど。

○建設部長（岩穴口弘行君） 市道関係にかかる森船津線の、今、改良を行ってありますが、これにつきましては、今年度中に完了する予定でございます。

あと、開発にかかる下深田北線それと鍋倉触田線に関しましては、開発行為の中で施工されますので、これと同じイオンのオープンまでには完了するというふうになっております。

○10番（本村良治君） 高速道路側の交通量調査をどこで生かすか。どこで生かしますか、どの場面で。

○建設部長（岩穴口弘行君） 森船津線の道路改良に伴います交通量調査というのは、やっていない状況です。

イオンの開発に関しましては、イオンの開発申請の中で交通量調査は行っている状況であります。その資料等を、私どもはいただいております。ちょっと、いただけない関係で、ちょっとそういう調査は行っていないという状況でございます。

○10番（本村良治君） 県道では、多くの交差点が、もっと渋滞が予想されますか。

○建設部長（岩穴口弘行君） イオンの駐車場の侵入につきましては、車のスムーズな流れを考えまして、左側、左折で侵入するというのを原則にして案内等をする予定というふうに聞いております。

しかし、そういう対策をとったといたしましても、イオンに車が集中するわけでございますので、国道あるいは県道、周辺道路、ほぼ全体的に一時的な渋滞は発生するというふうに考えております。

○10番（本村良治君） 項目2の要旨1にかかわって再質問します。

かつて、同僚議員の働きかけで、要望書の支援学級が開設されたと思います。その時の保護者の働きかけはどうだったのか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） お答えいたします。

その件につきましては、ちょっと十分認識していないところではありますが、私どもは校長の要望を通しまして、文書や口頭等できちんと承って、その上で該当する児童生徒の実態を把握しなければいけませんので、うちの職員なり行って、その実態を把握するように努めているところでござい

ます。

また、始良市には就学指導委員会というのがございまして、一人ひとりの児童生徒について、その実情と、それから対応について把握した上で、その就学先を決めるわけですが、その障がいの程度によって、その保護者の考え方をもとにしながら、特別支援学級を設置するかしないかについては考えているところでございます。

以上です。

○10番（本村良治君） 体の特性に特化した支援教育はできますか。例えば、視覚、聴覚について、どうですか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 視覚障がい、それから聴覚障がいというような障がいがあるんですけども、視覚障がい等につきましては、視覚機能に問題があるという場合は、視覚障がい、それから視野の障がい、それから色覚障がいとかさまざまなそういう内容の違いがございまして。

また、聴覚機能の障がいについては、聴力が、非常に聴力の障がいがあるというようなことがあって、実は、特別支援学級を、その視覚障がい、聴覚障がいの特別支援学級を開設するということになれば、各小中学校に専門的になかなか詳しい職員が必要になってまいります。

また、その教材教具でありますとか、それから学校の施設そのものについてもかなりの設置の内容が大事になってまいりますので、そういうことを十分踏まえながら設置するにしても考えていく必要があらうかと思っております。

以上です。

○10番（本村良治君） では、次の和式トイレの問題に移ります。

例えば、現在始良小には洋式トイレが何か所ありますか、始良小。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） お答えいたします。

始良小には、和式が44、洋式が9でございます。

○10番（本村良治君） 洋式だけで結構です。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） 始良小学校には、洋式は9つ、9でございます。

○10番（本村良治君） 始良小は、子どもは何人いますか。

○教育部次長兼学校教育課長（上田橋 誠君） 始良小学校の児童数は605名でございます。

○10番（本村良治君） 605名に対して、それが9つというのは、少なくないですか、数が。どうですか。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） 始良市全体で申しますと、和式が430……（「始良小」

と呼ぶ者あり) 始良小では44に対しまして、和式が44、洋式が9つということでございます。

○10番(本村良治君) 答弁がかみ合っていない。

洋式トイレが9つ、生徒数が605、それで足りるかということ聞いています。(発言する者あり)

○教育長(小倉寛恒君) 先ほどの答弁の中でも申し上げましたように、全体としての数というのは足りているというふうに思っております。

ただ、全てのトイレが洋式化されているというわけでもございませんので、現在は、7対3の割合でしておりますが、全面的に、それを、今、すぐ改修するという計画はございません。

だから、数として、今、足りないんじゃないかというのは、洋式に限定して考えれば、洋式派の方々にとってはそういうことかもしれませんが、全体のトータルとしては不足しているとは思っておりません。

○10番(本村良治君) しかし、家庭では洋式トイレが普及されていて、自然に排便ができますけど、学校ではそれができない、環境が大分違うと思いますが、そのことについて、教育長、どう思われますか。

○教育長(小倉寛恒君) 今、そのほかの市町村も含めて調査しておりませんが、やはり、子どもたちも家庭の中では洋式トイレが普及しているんだろうと思います。

ただ、さまざまな、これから人生を生き抜いていく上では、どんなトイレに入るかもしれませんが、こういうトイレに入れないということも、果たして教育の現場としては、全てを洋式化してウォシュレットをつけてやるのが教育かということ、そうでもないというふうに思っております。

どんな困難な状況でも耐え得るもの、それをやっぱり子どもたちには、しっかり身につけさせることも大切なことだろうと思っております。

○10番(本村良治君) であれば、どんな対策をこれから立てていきますか。

○教育長(小倉寛恒君) 先ほど答弁書の中で申し上げたように、今後、学校の要望に基づいて洋式化が必要というところであれば、改修の要望に応じて、それは優先的に洋式化を図っていくということでございます。

○10番(本村良治君) 小学校で2校、洋式トイレがないところがありますが、どこどこですか。

○教育部次長兼教育総務課長(黒木一弘君) 西浦小学校と漆小学校でございます。

○10番(本村良治君) では、洋式トイレが西浦小と漆小になかったら、これって不公平ではありませんか、どうですか。不公平ではない。

○教育部次長兼教育総務課長（黒木一弘君） 先ほど教育長が申しあげましたように、学校からの要望に基づきまして改修するときに、今、洋式化を図っていくという考え方でございます。

○10番（本村良治君） 項目4に移ります。

錦江湾奥会議で、水質保全をどのような目当てを持って進めていますか。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） お答えいたします。

ご承知のとおり、湾奥は、閉鎖性水域ということで、湾外の海水それから湾内の海水が、交換が非常に悪いという特性がございまして、水質が悪くなる可能性の高い地域ということで、県のほうも重点地域ということで指定したわけなんですけれども、鹿児島県は、そのようなことで鹿児島湾ブルー計画、これが昭和55年だったと思いますが、策定されまして、その中で、水質の目標基準を設けております。

項目が、COD、これが汚濁物質の指標となる科学的酸素要求量という意味だと思っておりますが、それと窒素、それからリン、これが3つの成分を基準を設けておりまして、CODにつきましては基準が2mg、1L当たり2mg以下、それから窒素が0.3mg以下、それからリンが0.03mg以下ということでございまして、重富海水浴場を含む湾奥につきましては、答弁にありますように、CODが若干超えているというようなことで、CODについて、この基準内に抑えようというのが目標値でございます。

以上でございます。

○10番（本村良治君） とにかく海水浴場は水質が悪いとわかったわけで、これ、評価Bになっていますから、この大きな原因は何と思われます。これは市長に聞きます。笹山市長をお願いします。

○市民生活部長（仮屋隆夫君） 私が答えられる範囲で申し上げたいと思います。

湾奥を汚染している最大の理由は、家庭から出る雑排水でございます。そのほか、企業等ございすけれども、60%以上が家庭から出る雑排水ということで、その水質を高める、浄化すると、いわゆる合併処理浄化槽になろうかと思われすけれども、そういうものを普及させる、これが大きな解決策になろうかというふうに考えております。

○10番（本村良治君） 同じ質問で、今度は、また市長に答弁を願います。同じ質問。

○市長（笹山義弘君） 今、市民生活部長が答弁しましたとおりでございます。

そのことを受けて、このほど、合併浄化槽の補助要綱も変えたということであります。

○10番（本村良治君） 重富海岸にあいらびゅ一号の周遊コースの、停車場は完全余地がありますか、駐車場、停車場。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

現在も、あいらびゅ一号は重富海岸のほうに年に数回、まあ、あいらびゅ一号自体が1回1回、市

内の観光名所あるいは史跡等をめぐる、あるいは体験をするという、1回1回工夫を凝らしたコースをとっておりますので、コースのとり方は1回1回違いますが、ことしで一応3回、計画、実施をしておりますので、年間ですと5回、数回ほどは訪れているというふうに思っております。

○10番（本村良治君） なぎさミュージアム利活用について、具体的にどのような考えを持っていますか。利活用。

○企画部次長兼商工観光課長（平田 満君） お答えいたします。

ご承知のように、なぎさミュージアムができたことで、錦江湾奥の生態系とか、それから自然環境の学習の場として、今後、また団体、学校関係とかも含めて研修で団体も訪れると思っております、新たな観光の拠点として、大きく観光の情報の発信をしたり、ここを使って、また観光振興が図っていければというふうに考えております。

○10番（本村良治君） では、これで終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで本村良治議員の一般質問を終わります。

○議長（湯之原一郎君） 以上で本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議はこれをもって**散会**とします。

なお、次の会議は9月8日午前9時から開きます。

（午後3時09分散会）